CZ-4-3
12004042463 21

第三十七回国会制定法

会期〔昭和三十五年十二月五日から
昭和三十五年十二月二十二日まで〕

参議院法制局

第三十七回国会制定法

会　期　昭和三十五年十二月　五　日から
　　昭和三十五年十二月二十二日まで

参　議　院　法　制　局

凡例

一、本書は、第三十七回国会（特別会）（昭和三十五年十二月五日から昭和三十五年十二月二十二日まで）を通過成立して公布された法律二十七件（閣法二十三件、衆法四件）―昭和三五年法律第一四八号から同第一七四号まで―を収録したものである。

二、収録した法律は、その公布番号の順序に従つて、配列した。

三、目次（法律の公布番号順）、件名索引（五十音順）及び部門別索引を掲載した。

右の目次、件名索引、部門別索引及び本文題名中「（衆法）」と表示してあるのは、議員提出の法律案中衆議院議員提出のものであることを示し、その他は、すべて内閣提出のものであることを示す。

附　記

第三十六回国会（臨時会）（昭和三十五年十月十七日から昭和三十五年十月二十四日（解散）まで）においては、通過成立した法律はなかつた。

国立国会
36.3.8
図書館

545332

目次

法律第百四十八号　国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十五年十二月二十二日公布）（衆法）……一
法律第百四十九号　特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十五年十二月二十二日公布）……一
法律第百五十号　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和三十五年十二月二十二日公布）……三
法律第百五十一号　防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和三十五年十二月二十二日公布）……一五
法律第百五十二号　食糧管理特別会計法の一部を改正する法律（昭和三十五年十二月二十二日公布）……一八
法律第百五十三号　国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律（昭和三十五年十二月二十二日公布）……一九
法律第百五十四号　裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十五年十二月二十三日公布）……二〇
法律第百五十五号　検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十五年十二月二十三日公布）……二一
法律第百五十六号　昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十五年十二月二十四日公布）……二二
法律第百五十七号　昭和三十五年度分の地方交付税の特例に関する法律（昭和三十五年十二月二十四日公布）……二三
法律第百五十八号　産業投資特別会計法の一部を改正する法律（昭和三十五年十二月二十四日公布）……二五
法律第百五十九号　日本輸出入銀行法の一部を改正する法律（昭和三十五年十二月二十四日公布）……二六
法律第百六十号　商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（昭和三十五年十二月二十四日公布）……二六
法律第百六十一号　公立の中学校の校舎の新築等に要する経費についての国の負担に関する臨時措置法（昭和三十五年十二月二十四日公布）……二七
法律第百六十二号　行政機関職員定員法等の一部を改正する法律（昭和三十五年十二月二十六日公布）……二八
法律第百六十三号　在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律（昭和三十五年十二月二十六日公布）……三〇
法律第百六十四号　裁判所職員定員法の一部を改正する法律（昭和三十五年十二月二十六日公布）（衆法）……三一
法律第百六十五号　昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十五年十二月二十六日公布）……三二
法律第百六十六号　昭和三十五年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律（昭和三十五年十二月二十六日公布）……三二
法律第百六十七号　日本開発銀行法の一部を改正する法律（昭和三十五年十二月二十六日公布）……三三

目　次

法律第百六十八号　昭和三十六年分の給与所得等に対する所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律（昭和三十五年十二月二十六日公布）……三四
法律第百六十九号　製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十五年十二月二十六日公布）……三三
法律第百七十号　四国地方開発促進法の一部を改正する法律（昭和三十五年十二月二十七日公布）……三四
法律第百七十一号　北陸地方開発促進法（昭和三十五年十二月二十七日公布）（衆法）……三五
法律第百七十二号　中国地方開発促進法（昭和三十五年十二月二十七日公布）（衆法）……三七
法律第百七十三号　海外経済協力基金法（昭和三十五年十二月二十七日公布）……三九
法律第百七十四号　総理府設置法の一部を改正する法律（昭和三十五年十二月二十八日公布）……三六

件名索引（五十音順）

（註）○印は、第三十七回国会を通過成立した法律を示す。
△印は、右法律によつて、改正された法律を示す。
例えば、
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三五―法一七三）とあるのは、昭和三十五年法律第百七十三号（海外経済協力基金法）によつて、印紙税法（明三二―法五四）が一部改正されたことを示す。

（い）

○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭三五・一二・二二・法一五〇）……三
△一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三二―法一五四）の一部改正（昭三五―法一五〇）……三
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三五―法一七三）……五

（お）

△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭三五―法一五三）……一九

（か）

○海外経済協力基金法（昭三五・一二・七・法一七三）……一
△経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律（昭三三―法一六九）の一部改正（昭三五―法一七三）……七五

（き）

○行政機関職員定員法（昭三五・一二・二六・法一六二）……六
△行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭三〇―法一五九）の一部改正（昭三五―法一六二）……六
△九州地方開発促進法（昭三四―法六〇）の一部改正（昭三五―法一七二）……六九

（け）

○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭三五・一二・二三・法一五五）……二
△経済企画庁設置法（昭二七―法二六三）の一部改正（昭三五―法一七一）……六六
△経済企画庁設置法（昭二七―法二六三）の一部改正（昭三五―法一七二）……六九
△経済企画庁設置法（昭二七―法二六三）の一部改正（昭三五―法一七三）……七五
○国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律（昭三五・一二・二二・法一四八）（衆法）……一
○国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律（昭三五・一二・二二・法一五三）……一九
○公立の中学校の校舎の新築等に要する経費についての国の負担に関する臨時措置法（昭三五・一二・二四・法一六一）……三七
△国土総合開発法（昭二五―法二〇五）の一部改正（昭三五―法一七一）……六六
△国土総合開発法（昭二五―法二〇五）の一部改正（昭三五―法一七二）……六九
△国家公務員災害補償法（昭二六―法一九一）の一部改正（昭三五―法一五〇）……一四
△国防会議の構成等に関する法律（昭三一―法一六六）の一部改正（昭三五―法一六二）……一九

（さ）

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（昭三五・一二・一四・法一……三

○産業投資特別会計法の一部を改正する法律（昭三五・一二・一四・法一〇）……三

○在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭二七・法九三）の一部改正（昭三五・一二・一四・法一〇）……三

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律（昭三五・一二・一四・法一一）……三

二次・法一三）……三

○昭和三十五年産米穀について政府が売渡す米穀の価格及び政府が買入れる米穀の価格を定める法律（昭三五・一二・一四・法一四）……三

○昭和三十五年産米穀の政府買入価格及び売渡価格に関する法律（昭三五・一二・一四・法一五）……三

○昭和三十五年産米穀の政府買入数量及び売渡数量に関する法律（昭三五・一二・一四・法一六）……三

○昭和三十五年産米穀の生産者価格に関する法律（昭三五・一二・一四・法一七）……三

○昭和三十五年産米穀の政府買入価格及び売渡価格に関する特別措置法（昭三五・一二・一四・法一八）……三

○昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法（昭三五・一二・一四・法一九）……三

○昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における公共土木施設の災害復旧事業費の国庫負担の特例に関する法律（昭三五・一二・一四・法二〇）……三

○産業投資特別会計法の一部を改正する法律（昭三五・一二・一四・法二一）……三

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（昭三五・一二・一四・法一……三

○総理府設置法の一部を改正する法律（昭三五・一二・一四・法一……三

三五・一二・一四・法一七）……三

○総理府設置法の一部を改正する法律（昭三五・一二・一四・法一七）……三

一部改正（昭三五・一二・一四・法一七）……三

△総理府設置法（昭二四―法一七）……三

一部改正（昭三五―法一七）……三

○中国地方開発促進法（昭三五・一二・一四・法一七三）……三

△地方自治法（昭二二―法六七）の一部改正（昭三五―法一〇〇）……三

△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三五―法一〇〇）……三

○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三五・一二・一四・法一四九）……三

△登録税法（明二九―法一七三）の一部改正（昭三五―法一七三）……三

○日本輸出入銀行法の一部を改正する法律（昭三五・一二・一四・法一五九）……三

△日本輸出入銀行法（昭二五―法二八）の一部改正（昭三五・一二・一四・法一五九）……三

○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭三五・一二・一四・法一六一）……三

○北陸地方開発促進法（昭三五・一二・一四・法一七・一二）……三

△法人税法（昭二二―法二八）の一部改正（昭三五・一二・一四・法一七三）……三

△消防組織法（昭二七―法一六五）の一部改正（昭三五・一二・一四・法一七四）……三

（さ）

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（昭三五・一二・一四・法一……三

○産業投資特別会計法の一部を改正する法律（昭三五・一二・一四・法一……三

○在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律（昭三五・一二・一四・法一……三

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律（昭三五・一二・一四・法一六……三

二次・法一三）……三

○昭和三十五年産米穀について政府が売渡す米穀の価格及び政府が買入れる米穀の価格を定める法律（昭三五・一二・一四・法一四）……三

○昭和三十五年産米穀の政府買入価格及び売渡価格に関する特別措置法（昭三五・一二・一四・法一五）……三

○昭和三十五年産米穀の政府買入数量及び売渡数量に関する法律（昭三五・一二・一四・法一六）……三

○昭和三十五年産米穀の生産者価格に関する法律（昭三五・一二・一四・法一七）……三

○昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法（昭三五・一二・一四・法一八）……三

○昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における公共土木施設の災害復旧事業費の国庫負担の特例に関する法律（昭三五・一二・一四・法二〇）……三

○産業投資特別会計法の一部を改正する法律（昭三五・一二・一四・法二一）……三

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（昭三五・一二・一四・法一……三

○総理府設置法の一部を改正する法律（昭三五・一二・一四・法一七）……三

三五・一二・一四・法一七）……三

○総理府設置法の一部を改正する法律（昭三五・一二・一四・法一七）……三

一部改正（昭三五・一二・一四・法一七）……三

△総理府設置法（昭二四―法一七）……三

一部改正（昭三五―法一七）……三

○中国地方開発促進法（昭三五・一二・一四・法一七三）……三

△地方自治法（昭二二―法六七）の一部改正（昭三五―法一〇〇）……三

△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三五―法一〇〇）……三

○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三五・一二・一四・法一四）……三

△登録税法（明二九―法一七三）の一部改正（昭三五―法一七三）……三

○日本輸出入銀行法の一部を改正する法律（昭三五・一二・一四・法一五九）……三

部門別索引

（註）一、第三十七回国会を通過成立した法律を第一国会、第二行政一般、第三地方制度、第四司法・法務、第五教育・文化、第六財政、第七租税・専売、第八金融、第九産業一般、第一〇農林・水産、第一一商工、第一二建設、第一三外事及び第一四国防の一四部門に分類して掲載した。

二、○印は、同国会を通過成立した法律を示す。

△印は、右法律によつて、改正された法律を示す。

例えば、

△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三五―法一七一）とあるのは、昭和三十五年法律第百七十一号（北陸地方開発促進法）によつて、総理府設置法（昭二四―法一二七）が一部改正されたことを示す。

第一　国　会

○国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律（昭三五・一二・二……一

第二　行　政　一　般

○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三五・一二・二一・法一四九）……一

○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭三五・一二・二一・法一五〇）……三

△一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三二―法一五四）……一三

△憲法調査会法（昭三一―法一四〇）の一部改正（昭三五―法一六二）……一五

△経済企画庁設置法（昭二七―法二六三）の一部改正（昭三五―法一七二）……一九

△経済企画庁設置法（昭二七―法二六三）の一部改正（昭三五―法一七二）……二〇

△経済企画庁設置法（昭二七―法二六三）の一部改正（昭三五―法一七三）……二五

△憲法調査会法（昭三一―法一四〇）の一部改正（昭三五―法一六二）……二九

○行政機関職員定員法等の一部を改正する法律（昭三五・一二・二六・法一六二）……二六

△行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭三〇―法二九）の一部改正（昭三五―法一六二）……二六

○総理府設置法の一部を改正する法律（昭三五・一二・二八・法一七四）……二九

△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三五―法一七一）……三〇

△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三五―法一七二）……三〇

△国家公務員災害補償法（昭二六―法一九一）の一部改正（昭三五―法一五〇）……一四

△在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭二七―法九二）の一部改正（昭三五―法一四八）（衆法）……一

第三　地　方　制　度

○昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律の一部を改正する法律（昭三五・一二・二四・法一五六）……三三

△行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭三〇―法二九）の一部改正（昭三五―法一六二）……三三

○総理府設置法の一部を改正する法律（昭三五・一二・二四・法一七一）……三五

△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三五―法一七一）……三五

△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三五―法一七二）……三六

△国家公務員災害補償法（昭二六―法一九一）の一部改正（昭三五―法一五〇）……一四

△在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭二七―法九二）の一部改正（昭三五―法一四八）（衆法）……一

△法制局設置法（昭二七―法二五二）の一部改正（昭三五―法一六二）……二九

△経済企画庁設置法（昭二七―法二六三）の一部改正（昭三五―法一七一）……六六

△経済企画庁設置法（昭二七―法二六三）の一部改正（昭三五―法一七二）……六九

△経済企画庁設置法（昭二七―法二六三）の一部改正（昭三五―法一七三）……七五

△憲法調査会法（昭三一―法一四〇）の一部改正（昭三五―法一六二）……二九

○昭和三十五年度分の地方交付税の特例に関する法律（昭三五・一二・二四・法一五七）……三三

△地方自治法（昭二二―法六七）の一部改正（昭三五―法一五〇）……一四

△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三五―法一七三）……七五
第四　司法・法務
○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（昭三五・一二・二三・法一五四）……二〇
○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭三五・一二・二三・法一五五）……二一
○裁判所職員定員法の一部を改正する法律（昭三五・一二・二六・法一六四）（衆法）……二二
第五　教育・文化
○公立の中学校の校舎の新築等に要する経費についての国の負担に関する臨時措置法（昭三五・一二・二四・法一六一）……二七
第六　財政
△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭三五―法一五三）……一九
第七　租税・専売
○昭和三十五年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律（昭三五・一二・二六・法一六六）……二三
○昭和三十六年分の給与所得等に対する所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律（昭三五・一二・二六・法一六八）……二四
○製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律（昭三五―法一七三）……二五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三五―法一七三）……二六
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三五―法一七三）……二六
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三五―法一七三）……二五
△法人税法（昭二二―法二八）の一部改正（昭三五―法一七三）……二五
第八　金融
○国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律（昭三五・一二・二二・法一五三）……一九
○産業投資特別会計法の一部を改正する法律（昭三五・一二・二四・法一五八）……二五
○日本輸出入銀行法の一部を改正する法律（昭三五・一二・二四・法一五九）……二六
△日本輸出入銀行法（昭二五―法二六八）の一部改正（昭三五―法一七三）……二五
○四国地方開発促進法の一部を改正する法律（昭三五・一二・二七・法一七〇）……二五
○北陸地方開発促進法（昭三五・一二・二七・法一七一）（衆法）……二三
○中国地方開発促進法（昭三五・一二・二六・法一六七）……二四
△経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律（昭三三―法一六九）の一部改正（昭三五―法一七三）……二五
第九　産業一般
○商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（昭三五・一二・二四・法一六〇）……二六
第一〇　農林・水産
○食糧管理特別会計法の一部を改正する法律（昭三五・一二・二二・法一五二）……一八
第一一　商工
○海外経済協力基金法（昭三五・一二・二七・法一七三）……六九
第一二　建設
○昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三五・一二・二六・法一六五）……三二
○四国地方開発促進法の一部を改正する法律（昭三五・一二・二七・法一七〇）……六四
○北陸地方開発促進法（昭三五・一二・二七・法一七一）（衆法）……六五
○中国地方開発促進法（昭三五・一二・二六・法一六七）……六七
△国土総合開発法（昭二五―法二〇五）の一部改正（昭三五―法一七一）……六六
△国土総合開発法（昭二五―法二〇五）の一部改正（昭三五―法一七二）……六九
△九州地方開発促進法（昭三四―法六〇）の一部改正（昭三五―法一七二）……六九
第一三　外事
○在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律（昭三五・一二・二六・法一六三）……三〇
第一四　国防
○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭三五・一二・二二・法一五一）……一五
△国防会議の構成等に関する法律（昭三一―法一六六）の一部改正（昭三五―法一六二）……二九

◎国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律（衆法）

国会議員の秘書の給料等に関する法律（昭和三十二年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「二万四千四百円」を「三万円」に改める。

第五条の二の次に次の一条を加える。

（災害補償）

第五条の三　国会議員の秘書及びその遺族は、両議院の議長が協議して定めるところにより、その国会議員の秘書の公務上の災害に対する補償等を受ける。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、第一条の改正規定は、昭和三十五年十月一日から適用する。

2　改正前の国会議員の秘書の給料等に関する法律の規定に基づいて昭和三十五年十月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に国会議員の秘書に支払われた給与は、改正後の国会議員の秘書の給料等に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

◎特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「十一万円」を「十八万円」に改める。

第四条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「四千七百円」とあるのは、「五千八百円」と読み替えるものとする。

第九条中「四千二百円」を「四千七百円」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一

官職名	俸給月額
内閣総理大臣	二五〇、〇〇〇円
国務大臣	
会計検査院長	一八〇、〇〇〇円
人事院総裁	
検査官（会計検査院長を除く。）	
人事院（人事院総裁を除く。）	

内閣官房長官	
総理府総務長官	一五〇、〇〇〇円
法制局長官	
宮内庁長官	
政務次官	
内閣官房副長官	
総理府総務副長官	
国家公安委員会委員	
公正取引委員会委員長	一三〇、〇〇〇円
土地調整委員会委員長	
文化財保護委員会委員長	
地方財政審議会会長	
侍従長	
式部官長	一一〇、〇〇〇円
公正取引委員会委員	
土地調整委員会委員	
首都圏整備委員会の常勤の委員	
社会保険審査会の委員長及び委員	
労働保険審査会委員	
地方財政審議会委員	
原子力委員会の常勤の委員	一〇〇、〇〇〇円
公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員	
科学技術会議の常勤の議員	
運輸審議会委員	
東宮大夫	

別表第二を次のように改める。

別表第二

官職名	俸給月額
	五号俸　一五〇、〇〇〇円
	四号俸　一三〇、〇〇〇円

官職名	俸給月額
大使	三号俸　一一〇、〇〇〇円
	二号俸　一〇〇、〇〇〇円
	一号俸　九〇、〇〇〇円
公使	四号俸　一三〇、〇〇〇円
	三号俸　一一〇、〇〇〇円
	二号俸　一〇〇、〇〇〇円
	一号俸　九〇、〇〇〇円

別表第三を次のように改める。

別表第三

官職名	俸給月額
秘書官	八号俸　六八、〇〇〇円
	七号俸　六一、〇〇〇円
	六号俸　五四、〇〇〇円
	五号俸　四八、〇〇〇円
	四号俸　四二、〇〇〇円
	三号俸　三六、〇〇〇円
	二号俸　三〇、〇〇〇円
	一号俸　二六、〇〇〇円

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年十月一日から適用する。

2　改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて昭和三十五年十月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に特別職の職員に支払われた給与は、改正後の特別職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第百五十号（昭三五・一二・二二）

◎一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第一条　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「附則第二十二項」を「附則第二十五項」に改める。

第五条第一項中「俸給の特別調整額」の下に「、初任給調整手当」を加える。

第八条第六項本文中「その号俸について俸給表に掲げる昇給期間」を「十二月」に改め、同項ただし書中「その昇給期間」を「十二月の期間」に改め、同条第八項ただし書中「三十六月（行政職俸給表㈣の適用を受ける職員にあつては、二十四月）」を「二十四月（その俸給月額が職務の等級における俸給の幅の最高額である場合にあつては、十八月）」に改める。

第九条の前の見出し及び同条を次のように改める。

（俸給の支給）

第九条　俸給は、毎月一回、その月の十五日以後の日のうち人事院規則で定める日に、その月の月額の全額を支給する。ただし、人事院規則の定めるところにより、特に必要と認められる場合には、月の一日から十五日まで及び月の十六日から末日までの各期間内の日に、その月の月額の半額ずつを支給することができる。

第九条の二第三項中「前条第一項に規定する期間（月一回に支給するときは、月）」を「月若しくは前条ただし書に規定する各期間（以下本項において「期間」という。）」に改める。

第十条の二の次に次の一条を加える。

（初任給調整手当）

第十条の三　科学技術に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難と認められる官職で人事院規則で定めるものに新たに採用された職員には、採用の日から三年以内の期間、月額二千円をこえない範囲内の額を、採用の日から一年を経過することにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2　前項の官職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3　前二項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

第十九条の四第二項中「百分の百四十」を「百分の百五十」に改める。

第二十二条第一項中「三千円」を「四千七百円」に改める。

別表第一から別表第七までを次のように改める。

別表第一　行政職俸給表

イ　行政職俸給表(一)

職務の等級 / 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	80,700	58,100	38,600	25,700	19,200	14,800	12,000	8,100
2	83,800	61,200	41,000	27,200	20,500	15,900	12,900	8,300
3	86,900	64,300	43,400	28,700	21,800	17,000	13,800	8,600
4	90,000	67,400	45,800	30,200	23,100	18,100	14,800	8,900
5	93,100	70,500	48,200	31,700	24,400	19,200	15,800	9,300
6	96,200	73,600	50,600	33,200	25,700	20,300	16,900	10,200
7	99,300	76,700	53,100	34,700	27,000	21,400	18,000	11,100
8	102,400	79,800	55,600	36,200	28,300	22,500	19,100	12,000
9	105,500	82,900	58,100	37,700	29,600	23,700	20,200	12,900
10		85,200	60,600	39,500	30,900	24,900	21,300	13,800
11		87,000	62,600	41,300	32,200	26,100	22,400	14,700
12		88,500	64,600	43,100	33,300	27,300	23,400	15,600
13		90,000	66,300	44,900	34,400	28,300	24,300	16,400
14			67,800	46,700	35,300	29,300	25,000	17,000
15				48,500	36,200	30,100	25,700	17,600
16				50,000	36,900	30,900	26,400	18,200
17				51,500	37,600	31,600	27,000	18,700
18				52,800		32,300	27,600	19,200
19				53,900				

備考　この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ　行政職俸給表(二)

職務の等級 / 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	20,200	14,800	12,100	8,200	6,600
2	21,200	15,700	13,000	8,600	7,000
3	22,200	16,600	13,900	9,100	7,400
4	23,200	17,500	14,800	9,700	7,800
5	24,200	18,400	15,700	10,500	8,200
6	25,200	19,300	16,600	11,300	8,600
7	26,200	20,000	17,400	12,100	9,000
8	27,200	21,100	18,200	12,900	9,700
9	28,200	22,000	19,000	13,700	10,400
10	29,200	22,900	19,700	14,500	11,100
11	30,100	23,800	20,400	15,200	11,700
12	31,000	24,700	21,000	15,800	12,300
13	31,900	25,600	21,600	16,400	12,900
14	32,800	26,400	22,200	16,900	13,400
15	33,700	27,200	22,700	17,400	13,900
16	34,600	27,900	23,200	17,900	14,400
17	35,500	28,500	23,700	18,400	14,900
18	36,300	29,100	24,200	18,900	15,400
19	37,100	29,600	24,700	19,400	15,900
20	37,900	30,100	25,200	19,900	16,400
21	38,600	30,600	25,700	20,400	16,900
22	39,300	31,100	26,100	20,900	17,400
23	40,000	31,600	26,500	21,400	17,900
24	40,600	32,100	26,900	21,800	18,400
25	41,200	32,600	27,300	22,200	18,900
26	41,800	33,100	27,700	22,600	19,400
27	42,300	33,600	28,100	23,000	19,800
28	42,800	34,100	28,500	23,400	20,200
29	43,300	34,600	28,900	23,800	20,600
30				24,200	21,000
31					21,400
32					21,800
33					22,200

備考　この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二　税務職俸給表

職務の等級 / 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	48,200	38,600	28,300	21,300	16,900	13,700	8,700
2	50,600	41,000	29,900	22,700	18,000	14,700	9,200
3	53,100	43,400	31,500	24,100	19,100	15,800	9,700
4	55,600	45,800	33,100	25,500	20,200	16,900	10,300
5	58,100	48,200	34,700	26,900	21,300	18,000	11,100
6	60,600	50,600	36,300	28,300	22,500	19,100	11,900
7	62,600	52,600	37,900	29,600	23,700	20,200	12,800
8	64,600	54,200	39,500	30,900	24,900	21,300	13,700
9	66,300	55,800	41,300	32,200	26,100	22,400	14,700
10	67,800	57,100	43,100	33,500	27,300	23,500	15,700
11		58,400	44,900	34,800	28,500	24,600	16,700
12		59,700	46,700	35,900	29,700	25,700	17,600
13		61,000	48,500	37,000	30,700	26,600	18,400
14			50,000	38,100	31,700	27,500	19,100
15			51,500	39,000	32,500	28,200	19,700
16			52,800	39,900	33,300	28,800	20,300
17			53,900	40,800	34,000	29,400	
18					34,700	30,000	

備考　この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三　公安職俸給表

イ　公安職俸給表(一)

職務の等級 / 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	48,200	38,600	28,300	19,300	13,800	10,800	9,400
2	50,600	41,000	29,900	20,500	14,900	11,800	9,800
3	53,100	43,400	31,500	21,800	16,000	12,800	10,300
4	55,600	45,800	33,100	23,100	17,100	13,800	10,800
5	58,100	48,200	34,700	24,400	18,200	14,900	11,800
6	60,600	50,600	36,300	25,700	19,300	16,000	12,800
7	62,600	52,600	37,900	27,000	20,400	17,100	13,800
8	64,600	54,200	39,500	28,300	21,500	18,200	14,900
9	66,300	55,800	41,300	29,900	22,600	19,300	16,000
10	67,800	57,100	43,100	31,500	23,800	20,400	17,100
11		58,400	44,900	33,100	25,000	21,500	18,200
12		59,700	46,700	34,700	26,200	22,600	19,300
13		61,000	48,500	36,000	27,400	23,700	20,400
14			50,000	37,100	28,600	24,800	21,500
15			51,500	38,000	29,800	25,900	22,600
16			52,800	38,900	31,000	27,000	23,700
17			53,900	39,600	32,000	28,100	24,800
18				40,300	33,000	29,200	25,800
19				41,000	34,000	30,200	26,800
20					34,800	31,200	27,800
21					35,600	32,100	28,700
22					36,400	32,900	29,600
23					37,200	33,700	30,500
24					37,900	34,500	31,200
25						35,200	31,900
26						35,900	32,600
27							33,300
28							33,900

備考　この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　海事職俸給表(二)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額
	円	円	円	円
1	21,100	15,700	10,800	7,600
2	22,300	16,700	11,700	8,000
3	23,500	17,800	12,700	8,400
4	24,700	18,900	13,700	8,900
5	25,900	20,000	14,700	9,400
6	27,100	21,100	15,700	10,000
7	28,300	22,200	16,700	10,800
8	29,500	23,300	17,700	11,600
9	30,700	24,400	18,700	12,500
10	31,900	25,500	19,700	13,400
11	32,900	26,600	20,700	14,300
12	33,900	27,700	21,700	15,200
13	34,900	28,600	22,500	16,100
14	35,900	29,500	23,300	17,100
15	36,900	30,400	24,100	18,100
16	37,900	31,300	24,900	18,900
17	38,900	32,000	25,700	19,500
18	39,900	32,700	26,400	20,100
19	40,800	33,400	27,100	20,700
20	41,700	34,100	27,800	21,300
21	42,600	34,700	28,500	21,900
22	43,400	35,300	29,100	22,500
23	44,200	35,900	29,700	23,100
24	45,000	36,500	30,300	23,700
25	45,800	37,100	30,900	24,300
26	46,600		31,500	24,900

備考　この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五　教育職俸給表

イ　教育職俸給表(一)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額	5等級 俸給月額	6等級 俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	80,700	38,000	24,700	20,200	12,800	9,300
2	83,800	40,600	26,600	21,700	14,000	10,100
3	86,900	43,200	28,500	23,200	15,200	11,000
4	90,000	45,800	30,400	24,700	16,400	11,900
5	93,100	48,400	32,300	26,300	17,600	12,800
6	96,200	51,000	34,200	27,900	18,900	13,900
7	99,300	53,600	36,100	29,500	20,200	15,000
8	102,400	56,200	38,000	31,100	21,500	16,100
9	105,500	58,800	39,900	32,700	22,800	17,300
10		61,400	41,800	34,300	24,100	18,500
11		64,000	43,700	35,900	25,400	19,700
12		66,600	45,600	37,500	26,700	20,900
13		69,200	47,500	39,100	28,000	22,100
14		71,800	49,400	40,700	29,300	23,300
15		74,400	51,300	42,300	30,400	24,400
16		76,500	53,200	43,900	31,500	25,500
17		78,600	55,100	45,500	32,600	26,600
18		80,700	56,700	47,100	33,700	27,700
19		82,600	58,300	48,700	34,800	28,800
20		84,500	59,900	50,300	35,900	29,800
21		86,400	61,300	51,700	37,000	30,800
22		88,200	62,700	53,100	38,000	31,800
23		90,000	63,900	54,500	39,000	32,600
24			65,100	55,700	40,000	33,400
25				56,900	40,900	34,200
26				58,100	41,800	35,000
27				59,100	42,700	35,800
28				60,100	43,600	

備考　(一)　この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。
(二)　この表の2等級の19号俸から23号俸までの号俸は、大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるもののみに適用する。

ロ　公安職俸給表(二)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額	5等級 俸給月額	6等級 俸給月額	7等級 俸給月額	8等級 俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	48,200	38,600	28,300	21,300	16,900	13,700	9,000	7,500
2	50,600	41,000	29,900	22,700	18,000	14,700	9,500	7,800
3	53,100	43,400	31,500	24,100	19,100	15,800	10,100	8,200
4	55,600	45,800	33,100	25,500	20,200	16,900	10,800	8,600
5	58,100	48,200	34,700	26,900	21,300	18,000	11,700	9,000
6	60,600	50,600	36,300	28,300	22,500	19,100	12,700	9,500
7	62,600	52,600	37,900	29,600	23,700	20,200	13,700	10,100
8	64,600	54,200	39,500	30,900	24,900	21,300	14,700	10,700
9	66,300	55,800	41,300	32,200	26,100	22,400	15,700	11,600
10	67,800	57,100	43,100	33,500	27,300	23,500	16,700	12,600
11		58,400	44,900	34,800	28,500	24,600	17,700	13,600
12		59,700	46,700	35,900	29,700	25,700	18,700	14,600
13		61,000	48,500	37,000	30,700	26,600	19,700	15,600
14			50,000	38,100	31,700	27,400	20,700	16,600
15			51,500	39,000	32,500	28,100	21,600	17,400
16			52,800	39,900	33,300	28,800	22,400	18,100
17			53,900	40,800	34,000	29,500	23,100	18,800
18					34,700	30,200	23,800	19,500
19					35,400	30,800	24,500	20,100
20					36,100	31,400	25,200	20,700
21						32,000	25,900	21,300
22						32,600	26,500	21,900
23							27,100	22,500
24							27,700	23,100
25							28,300	23,700

備考　この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四　海事職俸給表

イ　海事職俸給表(一)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額	5等級 俸給月額
	円	円	円	円	円
1	41,000	28,600	21,100	15,000	9,500
2	43,500	30,300	22,600	16,200	10,100
3	46,000	32,000	24,100	17,400	10,800
4	48,500	33,800	25,600	18,600	11,700
5	51,000	35,600	27,100	19,800	12,800
6	53,500	37,400	28,600	21,100	13,900
7	56,000	39,200	30,100	22,400	15,000
8	58,500	41,000	31,600	23,700	16,100
9	61,000	42,800	33,100	25,000	17,200
10	63,500	44,600	34,600	26,300	18,300
11	65,500	46,400	36,100	27,600	19,400
12	67,000	48,200	37,600	28,700	20,500
13	68,500	50,000	38,800	29,800	21,400
14	69,800	51,500	40,000	30,900	22,300
15	71,100	52,800	41,000	31,800	23,200
16	72,400	54,100	42,000	32,700	24,100
17	73,700	55,200	42,900	33,600	24,900
18			43,800	34,400	25,600
19				35,200	26,300
20				36,000	27,000
21					27,700
22					28,300
23					28,900
24					29,500

備考　この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　教育職俸給表(二)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額
	円	円	円
1	31,900	12,800	8,600
2	33,500	13,900	8,900
3	35,100	15,000	9,300
4	36,700	16,100	10,100
5	38,300	17,300	10,900
6	39,900	18,500	11,800
7	41,900	19,700	12,800
8	43,900	20,900	13,900
9	45,900	22,100	15,000
10	47,900	23,300	16,100
11	49,900	24,500	17,200
12	51,900	25,700	18,300
13	53,900	26,900	19,400
14	55,900	28,100	20,500
15	57,900	29,300	21,600
16	59,900	30,600	22,700
17	61,900	31,900	23,800
18	63,500	33,200	24,900
19	65,100	34,500	26,000
20	66,500	35,800	27,100
21	67,900	37,100	28,000
22	69,100	38,400	28,900
23	70,300	40,000	29,800
24		41,600	30,600
25		43,200	31,400
26		44,800	32,200
27		46,400	32,800
28		48,000	33,400
29		49,600	34,000
30		50,900	
31		52,200	
32		53,500	
33		54,700	
34		55,900	
35		56,900	
36		57,900	

備考　この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ　教育職俸給表(三)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額
	円	円	円
1	25,000	10,000	8,600
2	26,300	10,900	8,900
3	27,600	11,800	9,300
4	28,900	12,800	10,000
5	30,200	13,800	10,800
6	31,500	14,800	11,700
7	32,800	15,800	12,700
8	34,100	16,900	13,700
9	35,400	18,000	14,700
10	37,100	19,100	15,700
11	38,800	20,200	16,700
12	40,500	21,400	17,700
13	42,200	22,600	18,700
14	43,900	23,800	19,700
15	45,600	25,000	20,700
16	47,300	26,200	21,700
17	49,000	27,400	22,700
18	50,700	28,600	23,500
19	52,400	29,800	24,300
20	53,700	31,000	25,100
21	55,000	32,200	25,800
22	56,300	33,400	26,500
23	57,400	34,600	27,200
24	58,500	35,800	27,800
25	59,600	37,000	28,400
26	60,500	38,200	
27	61,400	39,400	
28		40,600	
29		41,800	
30		43,000	
31		44,100	
32		45,200	
33		46,300	
34		47,200	
35		48,100	
36		49,000	
37		49,800	
38		50,600	

備考　この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　医療職俸給表(二)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額	5等級 俸給月額	6等級 俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	42,300	29,700	16,700	12,000	9,300	8,300
2	44,900	31,500	18,000	12,900	10,200	8,600
3	47,500	33,300	19,300	13,800	11,100	8,900
4	50,100	35,100	20,600	14,700	12,000	9,300
5	52,700	36,900	21,900	15,700	12,900	10,200
6	55,300	38,700	23,200	16,700	13,800	11,100
7	57,900	40,500	24,500	17,800	14,700	12,000
8	59,900	42,300	25,800	18,900	15,700	12,900
9	61,900	44,100	27,100	20,000	16,700	13,600
10	63,500	45,900	28,400	21,100	17,700	14,200
11	65,100	47,400	29,700	22,200	18,700	14,800
12	66,500	48,700	31,000	23,400	19,800	15,300
13	67,800	50,000	32,300	24,600	20,900	15,800
14		51,100	33,600	25,800	22,000	
15		52,200	34,700	27,000	23,100	
16		53,300	35,800	28,000	24,000	
17			36,900	29,000	24,800	
18			37,800	29,800	25,500	
19			38,700	30,600	26,100	
20			39,500	31,400	26,700	
21			40,300	32,200	27,300	
22				33,000	27,900	
23				33,700	28,500	
24				34,400		
25				35,100		

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ　医療職俸給表(三)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額
	円	円	円	円
1	22,800	16,800	11,300	8,600
2	24,100	18,000	12,100	9,200
3	25,400	19,200	13,000	9,800
4	26,700	20,400	13,900	10,500
5	28,000	21,600	14,800	11,300
6	29,300	22,800	15,800	12,100
7	30,600	24,000	16,800	12,900
8	31,900	25,200	17,800	13,800
9	33,200	26,400	18,800	14,700
10	34,500	27,600	19,800	15,600
11	35,800	28,800	20,800	16,500
12	37,100	30,000	21,800	17,200
13	38,400	31,000	22,600	17,900
14	39,700	32,000	23,400	18,500
15	40,800	32,800	24,100	19,100
16	41,900	33,600	24,800	19,600
17	43,000	34,300	25,400	20,100
18	43,900	35,000	26,000	20,600
19	44,800	35,700		21,100
20	45,700	36,400		
21	46,400	37,100		
22	47,100	37,800		
23	47,800	38,400		
24	48,500	39,000		

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六　研究職俸給表

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額	5等級 俸給月額	6等級 俸給月額	7等級 俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	80,700	48,800	34,700	24,400	14,400	12,300	8,100
2	83,800	51,900	36,600	25,800	15,600	13,300	8,300
3	86,900	55,000	38,500	27,200	16,800	14,400	8,600
4	90,000	58,100	40,400	28,700	18,000	15,500	8,900
5	93,100	61,200	42,300	30,200	19,200	16,700	9,300
6	96,200	64,300	44,200	31,700	20,500	17,900	10,300
7	99,300	67,400	46,500	33,200	21,800	19,100	11,300
8	102,400	70,500	48,800	34,700	23,100	20,300	12,300
9	105,500	73,600	51,100	36,200	24,400	21,500	13,300
10		76,200	53,400	37,700	25,700	22,700	14,300
11		78,800	55,700	39,200	27,000	23,900	15,300
12		80,700	58,000	40,700	28,300	25,100	16,300
13		82,300	60,300	42,200	29,700	26,300	17,100
14		83,800	62,200	43,700	31,100	27,500	17,900
15		85,300	64,100	45,200	32,500	28,700	18,500
16			65,800	46,600	33,900	29,700	19,100
17			67,500	48,000	35,300	30,700	19,700
18				49,400	36,700	31,700	20,300
19				50,800	38,100	32,700	
20				52,000	39,500	33,500	
21				53,200	40,600	34,300	
22				54,400	41,700	35,100	
23				55,400	42,800	35,900	
24				56,400	43,700	36,600	
25					44,600	37,300	
26					45,500	38,000	
27					46,300		
28					47,100		

備考　この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七　医療職俸給表

イ　医療職俸給表(一)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額	5等級 俸給月額
	円	円	円	円	円
1	80,700	52,500	36,100	24,700	15,200
2	83,800	55,000	38,400	26,600	16,400
3	86,900	57,500	40,700	28,500	17,600
4	90,000	60,000	43,000	30,400	18,900
5	93,100	62,500	45,300	32,300	20,200
6	96,200	65,000	47,700	34,200	21,700
7	99,300	67,500	50,100	36,100	23,200
8	102,400	70,000	52,500	38,000	24,700
9	105,500	72,500	54,900	39,900	26,300
10		75,000	57,300	41,800	27,900
11		77,000	59,700	43,700	29,500
12		79,000	62,100	45,600	31,100
13		80,700	63,800	47,500	32,700
14		82,300	65,500	49,400	34,300
15		83,800	67,000	51,300	35,900
16		85,300	68,500	52,800	37,500
17			69,800	54,300	39,100
18			71,100	55,600	40,700
19			72,400	56,900	42,300
20				58,200	43,900
21				59,300	45,300
22				60,400	46,700
23				61,500	47,900
24					49,100
25					50,100
26					51,100

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

（一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第二条　一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十六項中「附則第二十項」を「附則第二十二項」に改める。

附則中第四十項を第四十三項とし、第二十一項から第三十九項までを三項ずつ繰り下げ、第十七項から第二十項までを次のように改める。

17　次の各号に掲げる号俸又は俸給月額を受ける職員につき前項の規定により支給される暫定手当の額は、それぞれ当該各号に定めるところにより当該各号に掲げる号俸又は俸給月額ごとに人事院規則で定める。

一　俸給表（行政職俸給表㈡を除く。）の各職務の等級の号俸のうち、それぞれの職務の等級に対応する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第百五十号。以下「昭和三十五年改正法」という。）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「新法」という。）第六条の二前段に規定する俸給月額に対応する各俸給表の号俸と号数を同じくする旧法に規定する各俸給表の号俸について昭和三十五年改正法による改正前の附則第十七項の規定により定められていた額

二　昭和三十五年改正法による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「新法」という。）第六条の二前段に規定する俸給月額に対応する各俸給表の号俸と号数を同じくする旧法に規定する各俸給表の号俸について昭和三十五年改正法による改正前の附則第十七項の規定により定められていた額

18　俸給表の各職務の等級の号俸のうち前項第一号に掲げる号俸以外の号俸を受ける職員及び新法第六条の二後段又は第八条第五項若しくは第八項ただし書の規定の適用を受ける職員につき附則第十六項の規定により支給される暫定手当の額は、前項各号に掲げる号俸又は俸給月額ごとに人事院規則で定める暫定手当の額を基準として人事院規則で定める。

19　新法第十条の規定による俸給の調整額を受ける職員につき附則第十六項の規定により支給される暫定手当の額は、昭和三十五年改正法による改正前の附則第十九項の規定により暫定手当の額に加算するものとされる額を基準として人事院規則で定める額を、前二項の規定による暫定手当の額に加算した額とする。

20　昭和三十五年十月一日以後昭和三十五年改正法（附則第一項ただし書に係る部分を除く。）の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に、職員の前三項の規定による暫定手当の月額が昭和三十五年改正法による改正前の附則第十七項から附則第十九項までの規定による暫定手当の月額（以下「旧暫定手当月額」という。）に達しないこととなる期間がある職員については、前三項の規定にかかわらず、その達しないこととなる期間に係る旧暫定手当月額をもつて、その者のその期間に係る前三項の規定による暫定手当の月額とみなす。

21　施行日の前日における職員の旧暫定手当月額が、同日における附則第十七項から附則第十九項までの規定による暫定手当の額をこえるときは、その者の暫定手当の額は、これらの規定による暫定手当の額が施行日の前日における旧暫定手当月額（施行日以降支給地域の区分を異にして異動する場合その他人事院の定める事由に該当する場合にあつては、人事院の定める額）に達するまで、その差額を附則第十七項から附則第十九項までの規定による暫定手当の額に加算した額とする。

22　昭和三十五年十月一日以後施行日の前日までの間において昭和三十五年改正法による改正前の附則第二十項の規定による差額（以下「差額」という。）の加算を受けていた者の当該加算を受けていた期間に係る暫定手当の額は、附則第十七項から附則第二十項までの規定による暫定手当の額に差額に相当する額を加算した額とし、施行日の前日において差額を受けていた者の施行日以降における暫定手当の額は、その者が施行日以降最初に昇給するまでの間、前五項の規定による暫定手当の額にその者の施行日の前日に受ける差額に相当する額を加算した額とする。

23　職員が施行日以降において一の職務の等級からその職務の等級の属する俸給表における上位の職務の等級に移つた場合に新たに受けることとなる暫定手当の額が、当該等級に移る直前に受けていた暫定手当の額に達しないこととなるときは、当該等級に移る直前に受けていた暫定手当の額（支給地域の区分を異にして異動する場合その他人事院の定める事由に該当する場合にあつては、人事院の定める額）に達するまで、当該額をもつてその者の暫定手当の額とする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年十月一日から適用する。ただし、第一条中一般職の職員の給与に関する法律（以下「法」という。）第九条及び第九条の二の改正規定並びに同法第十条の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第十二項及び附則第十三項の規定は、昭和三十六年四月一日から施行する。

（俸給の切替え及び切替えに伴う措置）

2　昭和三十五年十月一日（以下「切替日」という。）の前日において改正前の法の規定により職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸は、その者の切替日の前日に受ける号俸を受けていた月数（人事院の定める職員については、当該月数に人事院の定める月数を増減した月数）に当該号俸の直近下位の号俸から一号俸までの号俸に係る改正前の法に規定する俸給表の昇給期間欄に掲げる月数の合計月数を加えて得た月数（以下「切替月数」という。）を十二月で除して得た数（一に満たない端数は、切り捨てる。）に一を加えて得た数を号数とする号俸とする。

3　切替日の前日において改正前の法の規定により職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額は、人事院規則の定めるところによる。

4　切替日の前日において改正前の法第六条の二前段の規定により俸給月額を受ける職員の切替日における号俸は、前二項の規定にかかわらず、切替日の前日において受ける号俸と号数を同じくする号俸とする。

5　切替日の前日において、改正前の法に規定する教育職俸給表㈠の備考㈢の適用を受ける職員で二等級の十四号俸から十六俸号までの号俸を受けるもの若しくは同表の備考㈣の適用を受ける職員で三等級の

十二号俸から十四号俸までの号俸を受けるもの又は教育職俸給表(二)の二等級の職員で二十一号俸から三十一号俸までの号俸を受けるものに対する附則第二項の適用については、切替月数に三月を加えるものとする。

6 改正後の法第八条第六項及び第八項の規定の適用については、附則第二項の規定により切替日における号俸を決定される職員にあつては、同項の規定により切り捨てられた端数を十二月に乗じて得た月数を、附則第三項の規定により切替日における号俸又は俸給月額を決定される職員にあつては、人事院規則の定めるところにより算出した月数を、それぞれ附則第二項又は附則第三項の規定により決定される切替日における号俸又は俸給月額を受ける期間に通算する。

7 切替日以後この法律（附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の法の規定により新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者及び職務の等級又は号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額の決定及び当該号俸又は俸給月額を受けることとなる期間の算定については、人事院の定めるところによる。

8 昭和三十二年四月一日以後切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員の切替日における号俸又は俸給月額及び附則第六項の規定により通算されることとなる期間については、切替日において職務の等級を異にして異動したものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより必要な調整を行なうことができる。

9 附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の法の適用により職員が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令に従つて定められたものでなければならない。

10 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う職員の俸給の切替えに関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（給与の内払）

11 改正前の法の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

（国家公務員災害補償法の一部改正）

12 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「俸給の特別調整額」の下に「、初任給調整手当」を加える。

（地方自治法の一部改正）

13 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百四条第二項中「扶養手当」の下に「、初任給調整手当」を加える。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第百五十一号（昭三五・一二・二二）

◎防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「、「行政職俸給表(二)の適用を受ける職員にあつては、二十四月」とあるのは「政令で定める職員にあつては、政令で定める期間」と」を削る。

第十一条第一項を次のように改める。

俸給は、毎月一回、その月の十五日以後の日のうち政令で定める日に、その月の月額の全額を支給する。ただし、政令で定めるところにより、特に必要と認められる場合には、月の一日から十五日まで及び月の十六日から末日までの各期間内の日に、その月の月額の半額ずつを支給することができる。

第十四条第一項中「事務官等には」の下に「初任給調整手当、」を加え、同条第二項中「第十二条から第十三条の二まで」を「第十条の三、第十二条から第十三条の二まで」に改める。

第十九条中「俸給の特別調整額」の下に「、初任給調整手当」を加える。

第二十五条第二項中「四千二百円」を「四千五百円」に改める。

第二十七条第一項中「附則第十項」を「附則第九項」に改め、同条第二項中「事務官等にあつては俸給、俸給の特別調整額」の下に「、初任給調整手当」を加える。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一　事務次官、議長及び参事官等俸給表

事務次官 議長	官職 等級 号俸	参事官等 1等級	参事官等 2等級	参事官等 3等級
俸給月額		俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 120,000	1	円 65,300	円 43,400	円 23,100
	2	68,800	46,100	24,500
	3	72,300	48,800	25,900
	4	75,800	51,500	27,400
	5	79,300	54,200	28,900
	6	82,800	56,900	30,600
	7	86,300	59,700	32,300
	8	89,800	62,500	34,000
	9	93,300	65,300	35,700
	10	95,900	68,100	37,400
	11	97,900	70,400	39,100
	12	99,600	72,700	40,800
	13	101,300	74,600	42,500
	14		76,300	44,500
	15			46,500
	16			48,500
	17			50,500
	18			52,500
	19			54,500
	20			56,300
	21			57,900
	22			59,400
	23			60,600

別表第二　自衛官俸給表

階級 / 俸号	陸将・海将・空将 甲	陸将・海将・空将 乙	陸将補・海将補・空将補	1等陸佐・1等海佐・1等空佐	2等陸佐・2等海佐・2等空佐	3等陸佐・3等海佐・3等空佐	1等陸尉・1等海尉・1等空尉
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	97,400	71,000	56,500	45,300	38,400	33,000	27,900
2	101,200	74,600	59,300	48,100	40,300	34,800	29,400
3	105,000	78,200	62,200	50,900	42,200	36,600	30,900
4	108,800	81,800	65,100	53,700	44,100	38,400	32,400
5	112,500	85,400	68,000	56,500	46,000	40,300	34,200
6		89,000	70,900	59,300	48,100	42,200	36,000
7		92,600	73,800	62,200	50,200	44,100	37,800
8		96,200	76,700	65,100	52,300	46,000	39,600
9		98,800	79,000	68,000	54,400	47,900	41,400
10		100,900	81,300	70,300	56,400	49,700	42,900
11			83,300	72,600	58,400	51,500	44,200
12			85,000	74,600	60,200	53,000	45,400
13				76,300	61,900	54,500	46,500
14					63,400	55,800	47,500
15					64,800	57,000	48,500
16							
17							
18							
19							

備考　陸将、海将又は空将で、甲の欄に掲げる俸給月額を受けるべき官職及びその官職を占

最高の号俸による俸給月額を受けるに至つた時から長期間経過したときは、当該俸給月

2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
22,000	19,500	15,700	13,100	11,900	9,700	8,500	7,600	7,100
23,300	20,100	16,900	14,300	13,000	10,800	9,100		
24,700	20,800	18,200	15,600	14,200	11,900	9,700		
26,100	22,000	19,400	16,900	15,500	13,000	10,300		
27,500	23,300	20,700	18,200	16,800	14,100			
28,900	24,500	21,900	19,400	17,900	15,200			
30,400	25,800	23,200	20,700	18,900				
31,900	27,100	24,500	21,900	19,800				
33,300	28,500	25,900	23,000	20,600				
34,500	29,800	27,200	24,100	21,400				
35,700	31,200	28,500	25,100					
36,900	32,600	29,600	26,000					
37,900	33,700	30,700	26,900					
38,900	34,800	31,800	27,700					
39,800	35,800	32,700	28,500					
40,700	36,700	33,600						
	37,600	34,500						
	38,400	35,300						
	39,200	36,100						

める者の俸給の号俸は、総理府令で定める。この場合において、その官職を占める者が

額をこえる俸給月額を定めることができる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年十月一日から適用する。ただし、第十一条第一項、第十四条、第十九条及び第二十七条第二項の改正規定は、昭和三十六年四月一日から施行する。

（俸給の切替え及び切替えに伴う措置）

2　昭和三十五年十月一日（以下「切替日」という。）において切り替えられる職員の俸給月額は、次項、附則第四項及び附則第六項に定めるものを除き、この法律による改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）の適用により切替日の前日においてその者が属していた職務の等級（統合幕僚会議の議長たる自衛官以外の自衛官にあつては、階級をいう。以下同じ。）における俸給の幅のうちのその者が受けていた俸給月額をその者が受けていた月数（総理府令で定める職員については、当該月数に総理府令で定める月数を増減した月数）に当該俸給月額に対応する当該職務の等級における号俸の直近下位の号俸から一号俸までの号俸に係る改正前の俸給表（旧法別表第一及び別表第二並びに一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第百五十号）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の一般職給与法」という。）別表第一から別表第七までをいう。）に定めるその者の属する職務の等級における号俸による額とする。

3　切替日の前日において旧法の規定により職務の等級の最高の号俸による俸給月額を受けていた職員及び同法第五条第二項の規定又は同法同条第四項の規定により準用する改正前の一般職給与法第八条第八項ただし書の規定による昇給については、附則第二項の規定により切替日における俸給月額を決定される者にあつては同項の規定により切り捨てられた端数を十二月に乗じて得た月数を、附則第三項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員の切替日以降における最初の新法第五条第四項の規定により準用する改正後の一般職給与法第八条第六項本文又は同条第八項ただし書の規定による昇給については、附則第二項の規定により切替日における俸給月額を決定される者にあつては同項の規定により切り捨てられた端数を十二月に乗じて得た月数を、附則第三項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員の切替日以降における最初の新法第五条第四項の規定により準用する改正後の一般職給与法第八条第六項本文又は同条第八項ただし書の規定による昇給については、政令で定めるところによる。

4　切替日の前日において旧法第五条第三項の規定により準用する改正前の一般職給与法第六条の二前段の規定により俸給月額を受けていた事務官等又は旧法別表第二備考の規定により同法同表に定める陸将、海将及び空将の甲の欄に掲げる俸給月額を受けていた自衛官の切替日における俸給月額は、それぞれ切替日の前日においてその者が受けていた俸給月額に対応する号俸と同一の改正後の一般職給与法別表第一イ行政職俸給表㈠、別表第五イ教育職俸給表㈠若しくは別表第六研究職俸給表に定めるその者の属する職務の等級における号俸による額又は新法別表第二に定める陸将、海将及び空将の甲の欄における号俸による額とする。

5　附則第二項及び附則第三項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員の切替日以降における最初の新法第五条第四項の規定により準用する改正後の一般職給与法第八条第六項本文又は同条第八項ただし書の規定による昇給については、附則第二項の規定により準用する改正前の一般職給与法第八条第八項ただし書の規定により切替日における俸給月額を決定される者にあつては同項の規定により切り捨てられた端数を十二月に乗じて得た月数を、附則第三項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員の切替日以降における最初の新法第五条第四項の規定により準用する改正後の一般職給与法第八条第六項本文又は同条第八項ただし書の規定による昇給については、政令で定める

定により切替日における俸給月額を決定される者にあつては政令で定めるところにより算出した月数を、それぞれ附則第二項又は附則第三項の規定により決定される切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

6　切替日以後この法律（附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、旧法の規定により新たに改正前の俸給表の適用を受ける職員となつた者及び職務の等級又は俸給月額に異動のあつた職員の当該適用又は異動の日における新法の規定による俸給月額の決定及びその俸給月額を受ける期間の算定については、総理府令で定めるところによる。

7　昭和三十二年四月一日以後切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員の切替日における俸給月額及び附則第五項の規定により通算されることとなる期間については、切替日において職務の等級を異にして異動したものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより必要な調整を行なうことができる。

8　附則第二項から前項までの規定の適用については、旧法の適用により職員が受けていた俸給月額は、同法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

9　附則第二項、附則第六項及び附則第七項の規定に基づき総理府令を定める場合においては、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

10　附則第二項から附則第八項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う職員の俸給の切替えに関し必要な事項は、政令で定める。

（給与の内払）

11　旧法の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第百五十二号（昭三五・一二・二二）

◎食糧管理特別会計法の一部を改正する法律

食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条ノ二中「額ハ通シテ最高四千四百億円トス」を「限度額ニ付テハ予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経ベシ」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百五十三号（昭三五・一二・二二）

◎国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、国際開発協会（以下「協会」という。）へ加盟するために必要な措置を講じ、及び国際開発協会協定（以下「協定」という。）の円滑な履行を確保することを目的とする。

（出資額）

第二条　政府は、協会に対し、この法律の施行の日における基準外国為替相場（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一項（外国為替相場）の基準外国為替相場をいう。）で換算した本邦通貨の金額が百二十億九千二百四十万円に相当する協定第二条第二項(b)に規定する合衆国ドルの金額の範囲内において出資することができる。

（出資の方法）

第三条　政府は、協会に対し、金又は自由交換可能通貨（協定第二条第二項(f)に規定する自由交換可能通貨をいう。以下同じ。）で、前条の規定による出資をすることができる。

（国債による出資）

第四条　政府は、前条の規定により協会に出資する自由交換可能通貨が本邦通貨である場合には、当該本邦通貨に代えて、その一部を国債で出資することができる。

2　前項の規定により出資するため、政府は、必要な額を限度として国債を発行することができる。

3　国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第百九十一号）第五条第三項から第五項まで（国債の発行条件）及び第六条から第十条まで（国債の償還、国債整理基金特別会計への繰入れ等）の規定は、前項の規定により発行する国債について準用する。この場合において、同法第五条第四項、第六条及び第七条第一項中「基金又は銀行」とあるのは、「国際開発協会」と読み替えるものとする。

（寄託所の指定）

第五条　日本銀行は、日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）第二十七条（業務）の規定にかかわらず、協定第六条第九項の規定による協定の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務を行なうものとする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第九号中「及び国際金融公社」を「、国際金融公社及び国際開発協会」に改める。

（外務・大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百五十四号（昭三五・一二・二三）

◎裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律（昭二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「八万三千九百円」を「十万八千二百円」に、「五万三千五百円又は四万六千六百円」を「七万五百円又は六万一千二百円」に、「七万六百円又に六万五千五百円」を「九万三千二百円又は八万七千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表

区分	報酬月額
最高裁判所長官	二五〇、〇〇〇円
最高裁判所判事	一八〇、〇〇〇円
東京高等裁判所長官	一五〇、〇〇〇円
その他の高等裁判所長官	一四〇、〇〇〇円
判事 一号	一〇五、五〇〇円
判事 二号	一〇二、六〇〇円
判事 三号	九九、三〇〇円
判事 四号	九三、二〇〇円
判事 五号	八七、〇〇〇円
判事 六号	八〇、八〇〇円
判事 七号	七三、六〇〇円
判事 八号	五四、五〇〇円
判事 九号	四八、一〇〇円
判事 十号	四三、二〇〇円
判事 十一号	三八、八〇〇円
判事 十二号	三五、六〇〇円
判事 十三号	三三、二〇〇円
判事 十四号	三〇、〇〇〇円
判事補 一号	二四、四〇〇円
判事補 二号	二三、一〇〇円
判事補 三号	二一、〇〇〇円
判事補 四号	一九、二〇〇円
判事補 五号	一八、一〇〇円
簡易裁判所判事 六号	四八、一〇〇円
簡易裁判所判事 七号	四三、二〇〇円
簡易裁判所判事 八号	三八、八〇〇円
簡易裁判所判事 九号	三五、六〇〇円
簡易裁判所判事 十号	三三、二〇〇円
簡易裁判所判事 十一号	三〇、〇〇〇円
簡易裁判所判事 十二号	二四、四〇〇円
簡易裁判所判事 十三号	二三、一〇〇円
簡易裁判所判事 十四号	二〇、五〇〇円

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年十月一日から適用する。

2　裁判官が昭和三十五年十月一日以後の分としてすでに支給を受けた報酬その他の給与は、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

（法務・大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百五十五号（昭三五・一二・二三）

◎検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第九条中「五万三千五百円又は四万六千六百円」を「七万五百円又は六万一千二百円」に改める。

別表を次のように改める。

別表

区分	俸給月額
検事総長	一八〇、〇〇〇円
次長検事	一三〇、〇〇〇円
東京高等検察庁検事長	一四〇、〇〇〇円
その他の検事長	一三〇、〇〇〇円
検事 一号	一〇五、五〇〇円
検事 二号	一〇二、六〇〇円
検事 三号	九九、三〇〇円
検事 四号	九三、二〇〇円
検事 五号	八七、〇〇〇円
検事 六号	八〇、八〇〇円
検事 七号	七三、六〇〇円
検事 八号	六一、二〇〇円
検事 九号	五四、五〇〇円
検事 十号	四八、一〇〇円
検事 十一号	四三、二〇〇円
検事 十二号	三八、八〇〇円
検事 十三号	三五、六〇〇円
検事 十四号	三三、二〇〇円
検事 十五号	三〇、〇〇〇円
検事 十六号	二四、四〇〇円
検事 十七号	二三、一〇〇円
検事 十八号	二一、〇〇〇円
検事 十九号	二〇、五〇〇円
その他の検事長 一号	一〇五、五〇〇円
その他の検事長 二号	一〇二、六〇〇円
その他の検事長 三号	九九、三〇〇円
副検事 四号	九三、二〇〇円
副検事 五号	八七、〇〇〇円
副検事 六号	八〇、八〇〇円
副検事 七号	七三、六〇〇円
副検事 八号	六一、二〇〇円
副検事 九号	五四、五〇〇円
副検事 十号	四八、一〇〇円
副検事 十一号	四三、二〇〇円
副検事 十二号	三八、八〇〇円
副検事 五号	三五、六〇〇円
副検事 六号	三三、二〇〇円
副検事 七号	三〇、〇〇〇円
副検事 八号	二四、四〇〇円
副検事 九号	二三、一〇〇円
副検事 十号	二〇、五〇〇円
副検事 十一号	一九、二〇〇円
副検事 十二号	一八、一〇〇円

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年十月一日から適用する。

2　検察官が昭和三十五年十月一日以後の分としてすでに支給を受けた俸給その他の給与は、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

（法務・大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百五十六号（昭三五・一二・二四）

◎昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律の一部を改正する法律

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律（昭和三十五年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害等を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律

第一条中「チリ地震津波による災害」の下に「又は同年六月、七月、八月、九月及び十月の水害若しくは風水害（以下「災害」という。）」を加え、同条各号中「当該災害」を「災害」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百五十七号（昭三五・一二・二四）

◎昭和三十五年度分の地方交付税の特例に関する法律

第一条　昭和三十五年度分に限り、地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる単位費用は、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号。以下「法」という。）第十二条第一項の規定にかかわらず、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類の欄に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄及び単位費用の欄に定めるものとする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
一　警察費	警察職員数	一人につき	四六五、八三一円〇〇銭
二　土木費			
1　道路費	道路の面積	一平方メートルにつき	三三六七
	道路の延長	一メートルにつき	一〇三、〇〇四
2　橋りょう費	橋りょうの面積	一平方メートルにつき	三〇七、八五
	木橋の延長	一メートルにつき	八、一三一、〇〇
3　河川費	河川の延長	一メートルにつき	三〇、七七
4　港湾費	港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長	一メートルにつき	二、〇三一、〇〇
	港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長	一メートルにつき	四、三〇〇、〇〇
5　その他の土木費	人口	一人につき	三三八
	面積	一平方キロメートルにつき	五三八、三〇〇
	海岸保全施設の延長	一メートルにつき	三五六〇〇
三　教育費			
1　小学校費	教職員数	一人につき	一八一、五一八〇〇
	学校数	一校につき	四四、六三五八〇
2　中学校費	教職員数	一人につき	一九、〇一〇、〇〇
	学校数	一校につき	四四、六三五〇〇
3　高等学校費	生徒数	一人につき	一七、七〇四〇〇
4　その他の教育費	人口	一人につき	七一八
	盲学校、聾学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき	五七、八五二〇〇
四　厚生労働費			
1　生活保護費	町村部人口	一人につき	一八六五一
2　社会福祉費	人口	一人につき	八一七
3　衛生費	人口	一人につき	一六四　六一
4　労働費	工場事業場労働者数	一人につき	一六二、九〇
	失業者数	一人につき	三三、四五六〇〇
五　産業経済費			
1　農業行政費	耕地の面積	一町歩につき	一、三五六〇〇
	農家数	一戸につき	二、一二〇〇
2　林野行政費	林野の面積	一町歩につき	一、三〇一〇〇
3　水産行政費	水産業者数	一人につき	六、六五一〇〇
4　商工行政費	商工業の従業者数	一人につき	三四〇、一四
六　その他の行政費			
1　徴税費	道府県税の税額	千円につき	九七六〇
2　恩給費	恩給受給権者数	一人につき	三八、五九四〇〇
3　その他の諸費	人口	一人につき	三三四、六五
	面積	一平方キロメートルにつき	四九九、七〇〇〇
七　災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	一円につき	九五
八　特別地方債償還費			
1　特別措置債償還費	特別の措置として発行を許可された地方債に係る元利償還金	一円につき	一〇〇
2　特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	一円につき	二五
一　消防費	人口	一人につき	二六二三七
二　土木費			
1　道路費	道路の面積	一平方メートルにつき	六五九
	道路の延長	一メートルにつき	九〇三
2　橋りょう費	橋りょうの面積	一平方メートルにつき	二四七二四
	木橋の延長	一メートルにつき	五八一六六
3　港湾費	港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長	一メートルにつき	二、〇三〇〇〇
	港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長	一メートルにつき	四、三〇〇〇〇

4	都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき	一八九七
		土地区画整理事業の施行地区の面積	一坪につき	四五八
5	その他の土木費	人口	一人につき	三三〇七
三	教育費			
1	小学校費	児童数	一人につき	一、二二三00
		学級数	一学級につき	四〇、三九〇00
		学校数	一校につき	一六六、五九一00
2	中学校費	生徒数	一人につき	一、一五五00
		学級数	一学級につき	三八、八五〇00
		学校数	一校につき	二〇一、一九一00
3	高等学校費	生徒数	一人につき	一六、六九四00
4	その他の教育費	人口	一人につき	一四〇00四
四	厚生労働費			
1	生活保護費	市部人口	一人につき	一五五00一
2	社会福祉費	人口	一人につき	四一、一九三
3	衛生費	人口	一人につき	一八七、一一四
4	労働費	失業者数	一人につき	三三、四五六00
五	産業経済費			
1	農業行政費	農家数	一戸につき	一、三四〇、八〇
2	商工行政費	商工業の従業者数	一人につき	三〇三、五一
3	その他の産業経済費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	八四五、五四八
六	その他の行政費			
1	徴税費	市町村税の税額	千円につき	九四、三四
2	戸籍住民登録費	本籍人口	一人につき	二六、二八
		世帯数	一世帯につき	一〇九、七六
		人口	一人につき	五〇、五四三
		面積	一平方キロメートルにつき	三三、三八六00
七	災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	一円につき	九五
八	特別地方債償還費			
1	特別措置債償還費	特別の措置として発行を許可された地方債に係る元利償還金	一円につき	一00
2	特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	一円につき	三五

第二条　追加予算により昭和三十五年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の予算に計上された地方交付税交付金の額のうち二百四十億円をこえる額については、当該こえる額を限度とし、当該限度内の額を昭和三十五年度内に交付しないで、これを法第六条第二項の当該年度の前年度以前の地方交付税でまだ交付していない額として、昭和三十六年度分の地方交付税の総額に加算して交付することができる。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行前法の規定によりすでに地方団体に交付された昭和三十五年度分の地方交付税のうち普通交付税の額は、法及び第一条の規定を適用して変更されるべき昭和三十五年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の概算交付額とみなす。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百五十八号（昭三五・一二・二四）

◎産業投資特別会計法の一部を改正する法律

産業投資特別会計法（昭和二十八年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「附則第十三項」を「附則第十三項及び第十四項」に改める。

第三条中「及び附則第十三項」を「並びに附則第十三項及び第十四項」に改める。

附則中第十四項以下を一項ずつ繰り下げ、第十三項の次に次の一項を加える。

14　政府は、昭和三十五年度において、一般会計から、百二十億円を限り、この会計の歳入に繰り入れることができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百五十九号（昭三五・一二・二四）

◎日本輸出入銀行法の一部を改正する法律

日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「四百五十八億円」を「五百八十三億円」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百六十号（昭三五・一二・二四）

◎商工組合中央金庫法の一部を改正する法律

商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条ノ五の次に次の一条を加える。

第六条ノ六　商工組合中央金庫ノ資本金ヲ二十億円増加シ之ヲ二千万口ニ分チ一口ノ金額ヲ百円トス

第八条ノ五の次に次の一条を加える。

第八条ノ六　政府ハ第六条ノ六ノ規定ニ依ル資本金ノ増加ノ為ニ二十億円ヲ商工組合中央金庫ニ出資ス

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第百六十一号（昭三五・一二・二四）

◎公立の中学校の校舎の新築等に要する経費についての国の負担に関する臨時措置法

国は、昭和三十六年度又は昭和三十七年度における公立の中学校の不正常授業を避けるため、義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一号。以下「法」という。）に規定するもののほか、昭和三十五年度及び昭和三十六年度において校舎の新築又は増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。）を行なう場合において、これに要する経費について、法第三条第一項第二号に掲げる経費の例により、その一部を負担する。この場合において、工事費については、法第五条第一項の規定にかかわらず、生徒一人当たりの基準坪数に昭和三十七年五月一日において当該学校に収容される予定の生徒の数を乗じて得た坪数から当該新築又は増築を行なう年度の五月一日（学校の統合が五月二日以降九月三十日までの間に行なわれた場合においては、当該学校の統合が行なわれた日の属する月の翌月の一日）の保有坪数を控除して得た坪数を当該工事費の算定の基礎となる坪数とすることができる。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年度分の国庫負担金から適用する。

2　この法律は、昭和三十七年三月三十一日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定があつた国庫負担金については、同日後もなおその効力を有する。

（大蔵・文部・内閣総理大臣署名）

法律第百六十二号（昭三五・一二・二六）

◎行政機関職員定員法等の一部を改正する法律

（行政機関職員定員法の一部改正）

第一条 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

行政機関の区分	定員	備考
本府	二、八三九人	
公正取引委員会	三三九人	
国家公安委員会	七、六九四人	うち一、〇〇六人は、警察官とする。
警察庁	一八人	
土地調整委員会	四四人	
首都圏整備委員会	一、〇〇三人	
宮内庁	一、六三六人	
行政管理庁	六、一七六人	
北海道開発庁		
防衛庁	一人	
本庁	二、七五二人	
調達庁	四六〇人	
経済企画庁	一、〇八六人	
科学技術庁		
計	三三、九三五人	

法務省	本省	四三、七五九人	うち一〇、六一二人は、検察庁の職員とする。
	司法試験管理委員会	一人	
	公安審査委員会	一〇人	
	公安調査庁	一、六五三人	
	計	四五、三六八人	
外務省	本省	二、一二八人	
大蔵省	本省	三一、六三七人	
	国税庁	五〇、五五三人	
	計	七三、一八九人	
文部省	本省	六八、一九六人	うち六六、四九四人は、国立学校の職員とする。
	文化財保護委員会	四三〇人	
	計	六八、六二六人	
厚生省	本省	四五、九三五人	
農林省	本省	二七、三五五人	
	食糧庁	二八、一六三人	
	林野庁	二六、三三一人	
	水産庁	一、五七九人	
	計	八五、三六七人	
通商産業省	本省	二、九八四人	
	特許庁	一、〇五六人	
	中小企業庁	一三七人	
	計	二三、一七七人	
運輸省	本省	二、一二三人	
	船員労働委員会	五四人	
	捕獲審検再審査委員会	五人	
	海上保安庁	一〇、九二五人	
	海難審判庁	一九八人	
	気象庁	五、四四二人	
	計	二八、五四六人	
郵政省	本省	二七三、一二三人	
労働省	本省	三一、〇三三人	
	中央労働委員会	八五人	
	公共企業体等労働委員会	二八人	
	計	三三、三六六人	
建設省	本省	一九、二七二人	
自治省	本省	二八九人	
	消防庁	二三三人	
	計	四二三人	
合計		六九九、二七八人	

（法制局設置法の一部改正）

第二条 法制局設置法（昭和二十七年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「五十八人」を「六十人」に改める。

（憲法調査会法の一部改正）

第三条 憲法調査会法（昭和三十一年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

第九条第六項中「十三人」を「十四人」に改める。

（国防会議の構成等に関する法律の一部改正）

第四条 国防会議の構成等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第六項中「十四人」を「十五人」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（暫定定員）

第二条 改正後の行政機関職員定員法（以下「新法」という。）第二条第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる各行政機関においては、それぞれ、同表中欄に掲げる日までの間の職員の定員は、同表下欄に掲げる員数を新法第二条第一項に規定する定員に加えたものとする。

調達庁	昭和三十六年二月二十八日	三五人
厚生省本省	昭和三十六年五月十五日	四五人

（行政機関職員定員法の一部を改正する法律の一部改正）

第三条 行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十項の表厚生省の項中「昭和三十五年五月十五日 八〇人」を「昭和三 昭和三

十五年五月十五日	八〇人
十六年五月十五日	四五人

」に改める。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第百六十三号（昭三五・一二・二六）

◎在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律

（在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正）

第一条 在外公館の名称及び位置を定める法律（昭和二十七年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

表中「在ギリシャ日本国大使館　ギリシャ　アテネ」を「在ギリシャ日本国大使館　ギリシャ　アテネ
在ナイジェリア連邦日本国大使館　ナイジェリア連邦　ラゴス
在コンゴー日本国大使館　コンゴー　レオポルドヴィル」に改め、「在ラゴス日本国領事館　英領ナイジェリア　ラゴス」及び「在レオポルドヴィル日本国領事館　ベルギー領コンゴー　レオポルドヴィル」を削る。

（在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正）

第二条 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

別表大使館の項中

「ギリシャ	二、三〇〇	一〇、七三〇	九、二四〇	七、三九〇	六、四七〇	五、五四〇
ナイジェリア	二、三〇〇	一〇、七三〇	九、二四〇	七、三九〇	六、四七〇	五、五四〇
コンゴー	二、三〇〇	一〇、七三〇	九、二四〇	七、三九〇	六、四七〇	五、五四〇

四、八五〇	四、二六〇	三、四五〇	三、〇〇〇	二、五四〇	二、三一〇	二、一〇〇	一、八八〇」を
	二、二〇〇	一〇、七三〇	九、二四〇	七、三九〇	六、四七〇	五、五四〇	
連邦	二、二〇〇	一〇、三三五	八、四七〇	六、七八〇	五、九三〇	五、〇八〇	
	二、二〇〇	一、〇五〇	九、〇〇〇	七、九二〇	六、九三〇	五、九四〇	
	二、五四〇	二、三一〇	二、一〇〇	一、八九〇			
	二、三三〇	二、一二〇	一、九三〇	一、七三〇			に改め、同表領事館の項中「ラゴス
	二、七二〇	二、四八〇	二、二五〇	二、〇三〇			」
	二、五四〇	二、三一〇	二、一〇〇	一、八九〇			
	二、三三〇	二、一二〇	一、九三〇	一、七三〇			
	二、七二〇	二、四八〇	二、二五〇	二、〇三〇			
八、四七〇	六、七八〇	五、九三〇	五、〇八〇	四、四五〇	三、八一〇	三、一八〇	二、七五〇
一、七三〇							」及び「レオポルドヴィル
					九、九〇〇	七、九二〇	六、九三〇
五、七〇〇	四、四六〇	三、七二〇	三、三一〇	二、七二〇	二、四八〇	二、二五〇	二、〇三〇

」を削る。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（外務・内閣総理大臣署名）

法律第百六十四号（昭三五・一二・二六）

◎裁判所職員定員法の一部を改正する法律

（衆法）

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二万十七人」を「二万四十三人」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（法務・内閣総理大臣署名）

法律第百六十五号（昭三五・一二・二六）

◎昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法の一部を改正する法律

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法（昭和三十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（国の負担の特例等）

第五条　地方公共団体又はその機関が、政令で定める地域において津波対策事業を施行する場合においては、他の法令の規定により国がその経費の三分の二以上を負担し、又は補助する事業を除き、他の法令の規定により国がその経費の一部を負担し、又は補助する事業にあつては、これらの規定にかかわらず、国の負担率又は補助率を三分の二とし、その他の事業にあつては、国は、その経費の三分の二を補助することができる。

2　国が、前項の政令で定める地域において津波対策事業を施行する場合においては、他の法令の規定により地方公共団体がその経費の三分の一をこえて負担する事業については、これらの規定にかかわらず、地方公共団体の負担率を三分の一とする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・運輸・建設・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百六十六号（昭三五・一二・二六）

◎昭和三十五年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律

米穀の生産者が、その生産した昭和三十五年産の米穀を政府に売り渡す旨を昭和三十五年九月二十日（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県及び福井県の各区域において生産される米穀については、同年八月三十一日）までに申し込み、その申込みにより締結した契約に基づいて当該米穀を昭和三十六年二月二十八日までに政府に売り渡した場合には、当該生産者の昭和三十五年分の所得税については、政令で定めるところにより、当該米穀の売渡しの時期及び数量に応じ次に定めるところにより計算した金額の合計額に相当する金額は、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第七条の二に規定する農業所得に係る同法第九条第一項第四号の総収入金額に算入しない。

一　昭和三十五年九月三十日までに売り渡した米穀について は、玄米換算正味六十キログラムにつき、八百円

二　昭和三十五年十月一日から同月十日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、七百二十円

三　昭和三十五年十月十一日から同月二十日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、六百四十円

四　昭和三十五年十月二十一日から同月三十一日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、五百六十円

五　昭和三十五年十一月一日から昭和三十六年二月二十八日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、四百八十円

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百六十七号（昭三五・一二・二六）

◎日本開発銀行法の一部を改正する法律

日本開発銀行法（昭和二十六年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二の見出し中「借入金」を「借入れ及び債券発行」に改め、同条第一項中「借入金の額」を「借入金の現在額及び第三十七条の二第一項の規定により発行する債券の元本に係る債務の現在額の合計額」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該債券については、発行済みのものの借換えのため必要があるときは、一時当該額をこえて発行することができる。

第十八条の二第二項中「前項の規定による借入金」を「前項本文の規定による借入れ及び債券発行」に改める。

第十九条第一項中「借入金の利子」の下に「、第三十七条の二第一項又は第二項の規定により発行する債券の利子（その発行につき発行価格差減額があるときは、当該発行価格差減額を含む。）」を加える。

第二十四条第二項中「借入金の利子」の下に「、第三十七条の二第一項又は第二項の規定により発行する債券の利子」を加える。

第三十七条第一項中「又は」の下に「大蔵大臣の認可を受けて」を加え、同条の次に次の三条を加える。

（外貨債券の発行）

第三十七条の二　日本開発銀行は、第十八条第一項に規定する業務を行なうため必要な資金の財源に充てるため、大蔵大臣の認可を受けて、外国通貨をもつて表示する債券（以下「外貨債券」という。）を発行することができる。

2　前項に定めるもののほか、日本開発銀行は、外貨債券を失つた者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、外貨債券を発行することができる。

3　日本開発銀行は、大蔵大臣の認可を受けて、外貨債券の発行、償還、利子の支払その他の外貨債券に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は証券業者に委託することができる。

4　前三項に定めるもののほか、外貨債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（政府保証）

第三十七条の三　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、前条第一項の規定により発行する外貨債券に係る債務について、予算の定めるところにより、保証契約をすることができる。

2　前項に定めるもののほか、政府は、前条第二項の規定により発行する外貨債券に係る債務について保証契約をすることができる。

（利子等の非課税）

第三十七条の四　第三十七条の二第一項又は第二項の規定により発行する外貨債券の利子及びその償還により受けるべき差益（以下本項中「利子等」という。）については、租税その他の公課を課さない。ただし、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第一条第一項に規定する個人、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第一条第一項第一号に掲げる法人又はこれらに準ずるものとして政令で定めるものが支払を受ける利子等については、この限りでない。

2　所得税法第四十一条第二項の規定は、前項本文に規定する外貨債券の利子で同項ただし書に規定する政令で定めるものが支払を受けるものについては、適用しない。

第三十八条に次のただし書を加える。

ただし、外貨債券に関する事務の遂行上必要がある場合において、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第五十一条第二号中「承認」を「認可又は承認」に改め、同条第三号中「怠り、又は不実の登記をした」を「怠つた」に改め、同条第五号中「資金の借入れ若しくは外貨債券の発行」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百六十八号（昭三五・一二・二六）

◎昭和三十六年分の給与所得等に対する所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、昭和三十六年一月一日から同年三月三十一日までの間に支給される給与所得及び退職所得に対する源泉徴収の所得税を軽減するため、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号。以下「法」という。）の特例を定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　納税義務者　給与所得又は退職所得それぞれ法第一条第一項、第八条第一項前段又は第九条第一項第五号若しくは第六号に規定する居住者、扶養親族、給与所得又は退職所得をいう。

二　給与所得者の扶養控除等申告書　第七条の規定により読み替えられた法第三十九条第一項に規定する申告書をいう。

三　給与所得者　昭和三十六年一月一日から同年三月三十一日までの間に支給される給与所得を有する者をいう。

（二以上の給与所得者等の扶養親族の所属の特例）

第三条　給与所得者を含む二人以上の納税義務者（以下この条及び第五条第一項において「二以上の給与所得者等」という。）と生計を一にする扶養親族が二人以上あるときは、これらの扶養親族は、法第八条第一項後段の規定にかかわらず、それぞれ当該二以上の給与所得者等のうちのいずれか一人の扶養親族とすることができる。この場合において、給与所得者は、当該扶養親族を自己の扶養親族とするには、政令で定めるところにより、給与所得者の扶養控除等申告書にその旨を記載しなければならない。

（給与所得についての源泉徴収の特例）

第四条　昭和三十六年一月一日から同年三月三十一日までの間に支給される給与所得に対する法第三十八条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
法第三十八条第一項第一号	第三十九条	昭和三十六年分の給与所得等に対する所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律（以下「臨時特例法」という。）第七条の規定により読み替えられた第三十九条
別表第三		臨時特例法別表第一

2　給与所得者（次条第一項の規定の適用を受ける者を除く。）が、配偶者以外の扶養親族で年齢十五歳以上のもの（前項の規定により読み替えられた法第三十八条第一項第一号に規定する乙表適用者の扶養親族のうちに年齢十五歳以上の者があるときは、そのうちの一人を除く。以下この項において「年長扶養親族」という。）を有することを記載した給与所得者の扶養控除等申告書を提出した場合には、その者に支給される給与所得に対する前項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　前項の規定により読み替えられた法第三十八条第一項第一号から第四号までの規定に該当する場合　給与の月額又は日額（同項第一号の給与の金額、同項

同項第二号から第五号まで	第三十九条	扶養親族及び合計所得金額の見積額が五万円をこえる配偶者を有することを申告した者（以下乙表適用者という。）
別表第三		扶養親族が配偶者以外の者のみであることを申告した者（臨時特例法第五条第一項の規定の適用を受ける者を除く。以下乙表適用者という。）
同項第六号	別表第三	臨時特例法第七条の規定により読み替えられた第三十九条
同項第七号イ及びロ	第三十九条	臨時特例法別表第一
別表第四		臨時特例法第七条の規定により読み替えられた第三十九条
同項第七号ハ及びニ	別表第三	臨時特例法別表第二
別表第三		臨時特例法別表第一

第二号の給与の金額に二若しくは三を乗じて計算した金額、同項第三号の給与の月割額又は同項第四号の給与の日割額をいう。以下この号及び次条第二項第一号において同じ。）から、年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族一人につき二千円（別表第一の日額表を適用するときは、七十円）を控除した金額を給与の月額又は日額とみなして、これらの規定を適用する。

二　前項の規定により読み替えられた法第三十八条第一項第七号イ又はハの規定に該当する場合　前月中の給与の金額等（同号イに規定する給与の金額又は同号ハに規定する賞与の金額の計算の基礎となつた期間が六月をこえるときは、十二分の一）に相当する金額をいう。以下この号及び次条第二項第二号において同じ。）から、年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族一人につき二千円を控除した金額を前月中の給与の金額等とみなして、これらの規定を適用する。

（扶養親族の所属を二以上の給与所得者等に分けた場合の給与所得についての源泉徴収の特例）

第五条　二以上の給与所得者等が、第三条の規定により、同条の規定に該当する扶養親族をそれぞれの扶養親族とする場合には、次の者について別表第一の月額表又は日額表の各甲表を適用するものとする。

一　給与所得者が扶養親族とする者のうちに配偶者がなく、かつ、当該二以上の給与所得者等のうちの他の納税義務者が扶養親族とする者のうちに配偶者がある場合には、その給与所得者

二　二以上の給与所得者等がそれぞれ扶養親族とする者のうちに配偶者がない場合には、当該二以上の給与所得者等のうちの一人（これらの者が扶養親族とする者のうちに年齢十五歳以上の者があるときは、その者を自己の扶養親族とする者に限る。）を除く他の給与所得者

2　昭和三十六年一月一日から同年三月三十一日までの間に支給される給与所得に対する法第三十八条第四項の規定の適用については、同項中「第十一条の八第二項の規定の適用を受ける旨の申告があり、且つ、同項第一号に掲げる第一順位の扶養親族がないときは」とあるのは、「臨時特例法第五条第一項の規定の適用を受ける者であるときは」と読み替えるものとし、次の各号に掲げる税額をそれぞれ同項各号に掲げる税額とみなす。

一　前条第一項の規定により読み替えられた法第三十八条第一項第一号から第四号までの規定に該当する場合　給与の月額又は日額から、年齢が十五歳以上の扶養親族又は十五歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族一人につき五千円又は三千円（別表第一の日額表を適用するときは、百七十円又は百円）を控除した金額を給与の月額又は日額とみなし、かつ、扶養親族がないものとして、これらの規定に準じて求めた税額

二　前条第一項の規定により読み替えられた法第三十八条第一項第七号イ又はハの規定に該当する場合　前月中の給与の金額等から、年齢が十五歳以上の扶養親族又は十五歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族一人につき五千円又は三千円を控除した金額を前月中の給与の金額等とみなし、かつ、扶養親族がないものとして、これらの規定に準じて求めた税額

（退職所得についての源泉徴収の特例）

第六条　昭和三十六年一月一日から同年三月三十一日までの間に支給される退職所得に対する法第三十八条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同

条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
法第三十八条の二第一項	別表第五	臨時特例法別表第三
同条第三項	第九条第一項第六号イからへまでに定めるところにより	第九条第一項第六号ホの規定の適用がないものとして同号イからニまで及びへに定めるところに準じて

（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の特例）

第七条　昭和三十六年一月一日から同年三月三十一日までの間に提出する法第三十九条第一項から第三項までに規定する申告書に対する同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
法第三十九条第一項	扶養親族について第十一条の八第二項の規定の適用を受ける場合にはその旨及び当該扶養親族についての同項各号の順位	臨時特例法第五条第一項の規定に該当する場合には、その旨
同条第三項	その年中の給与所得の収入金額につき命令の定めるところにより第九条第一項第五号及び第三十八条第二項の規定に準じて計算した金額が、基礎控除額と扶養控除額との合計額に満たないときは、その満たない	昭和三十六年一月一日から同年三月三十一日までの間に支給される給与所得につき、臨時特例法第四条第一項又は第五条第一項の規定により読み替えられた法第三十八条第二項の規定により読み替えられた第三十八条第一項又は第四項の規定により徴収される所得税額がない

（年末調整の特例）

第八条　昭和三十六年一月一日から同年三月三十一日までの間における法第四十条第一項の規定の適用については、次の各号に掲げる金額をそれぞれ同項各号に掲げる金額とみなす。

一　当該期間中に支給される給与所得につき第四条第一項又は第五条第二項の規定により読み替えられた法第三十八条第一項又は第四項の規定により徴収する所得税額の合計額

二　当該期間中に支給される給与所得の収入金額（法第四十条第一項第二号に規定する社会保険料の金額又は生命保険料の金額があるときは、これらの金額を控除した金額）の合計額の十二分の一に相当する金額を給与の支給期が毎月と定められている給与の金額とみなし、第四条第一項又は第五条第二項の規定により読み替えられた法第三十八条第一項第一号又は第四項の規定により求めた税額に十二を乗じて計算した金額

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

別表第一　昭和36年1月から3月までの給与所得の所得税源泉徴収額表（法第三十八条第一項第一号若しくは第五号又は同条第四項の規定による所得税源泉徴収額表）

イ　月　額　表

甲　表

（一）

その月の社会保険料控除後の給与の金額		甲　法第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　法第三十八条第一項第五号の規定による税額
		扶養親族の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10,300	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会保険料控除後の給与の金額に対する8%相当額
10,300	10,500	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	824
10,500	10,700	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	840
10,700	10,900	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	856
10,900	11,100	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	872
11,100	11,300	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	888
11,300	11,500	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	904
11,500	11,700	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	920
11,700	11,900	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	936
11,900	12,100	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	952
12,100	12,300	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	968
12,300	12,500	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	984
12,500	12,700	190	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,000
12,700	12,900	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,016
12,900	13,100	220	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,032
13,100	13,300	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,062
13,300	13,500	260	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,094
13,500	13,700	270	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,126
13,700	13,900	290	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,158
13,900	14,100	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,190
14,100	14,300	320	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,222
14,300	14,500	340	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,254
14,500	14,700	350	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,286
14,700	14,900	370	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,318
14,900	15,100	380	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,350
15,100	15,300	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,382
15,300	15,500	420	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,414
15,500	15,900	440	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,446
15,900	16,300	470	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,510
16,300	16,700	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,574
16,700	17,100	540	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,638
17,100	17,500	570	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,703
17,500	17,900	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,779
17,900	18,300	630	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,855
18,300	18,700	660	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,931
18,700	19,100	700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,007
19,100	19,500	730	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,083
19,500	19,900	760	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,159
19,900	20,300	790	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,235
20,300	20,700	820	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,311
20,700	21,100	860	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,387
21,100	21,500	890	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,463
21,500	21,900	920	170	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,539
21,900	22,300	950	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,615
22,300	22,700	980	230	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,691
22,700	23,100	1,020	270	20	0	0	0	0	0	0	0	0	2,767

545332

イ　月　額　表

甲　表

（二）

その月の社会保険料控除後の給与の金額		甲　法第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　法第三十八条第一項第五号の規定による税額
		扶養親族の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
23,100	23,500	1,050	300	50	0	0	0	0	0	0	0	0	2,843
23,500	23,900	1,080	330	80	0	0	0	0	0	0	0	0	2,919
23,900	24,300	1,110	360	110	0	0	0	0	0	0	0	0	2,995
24,300	24,700	1,140	390	140	0	0	0	0	0	0	0	0	3,071
24,700	25,100	1,180	430	180	0	0	0	0	0	0	0	0	3,147
25,100	25,500	1,210	460	210	0	0	0	0	0	0	0	0	3,236
25,500	25,900	1,240	490	240	0	0	0	0	0	0	0	0	3,348
25,900	26,300	1,280	520	270	20	0	0	0	0	0	0	0	3,458
26,300	26,700	1,330	550	300	50	0	0	0	0	0	0	0	3,554
26,700	27,100	1,380	590	340	90	0	0	0	0	0	0	0	3,650
27,100	27,500	1,430	620	370	120	0	0	0	0	0	0	0	3,746
27,500	28,100	1,490	660	410	160	0	0	0	0	0	0	0	3,842
28,100	28,700	1,560	710	460	210	0	0	0	0	0	0	0	3,986
28,700	29,300	1,630	750	500	250	0	0	0	0	0	0	0	4,130
29,300	29,900	1,700	800	550	300	50	0	0	0	0	0	0	4,274
29,900	30,500	1,770	850	600	350	100	0	0	0	0	0	0	4,431
30,500	31,100	1,850	900	650	400	150	0	0	0	0	0	0	4,599
31,100	31,700	1,920	950	700	450	200	0	0	0	0	0	0	4,767
31,700	32,300	1,990	990	740	490	240	0	0	0	0	0	0	4,935
32,300	32,900	2,060	1,040	790	540	290	40	0	0	0	0	0	5,103
32,900	33,500	2,130	1,090	840	590	340	90	0	0	0	0	0	5,271
33,500	34,100	2,210	1,140	890	640	390	140	0	0	0	0	0	5,439
34,100	34,700	2,280	1,190	940	690	440	190	0	0	0	0	0	5,607
34,700	35,300	2,360	1,240	990	740	490	240	0	0	0	0	0	5,767
35,300	35,900	2,440	1,320	1,050	800	550	300	50	0	0	0	0	5,926
35,900	36,500	2,520	1,400	1,100	850	600	350	100	0	0	0	0	6,085
36,500	37,100	2,610	1,480	1,150	900	650	400	150	0	0	0	0	6,244
37,100	37,700	2,690	1,560	1,210	960	710	460	210	0	0	0	0	6,403
37,700	38,300	2,770	1,640	1,270	1,010	760	510	260	10	0	0	0	6,562
38,300	38,900	2,850	1,720	1,350	1,070	820	570	320	70	0	0	0	6,759
38,900	39,500	2,930	1,800	1,430	1,120	870	620	370	120	0	0	0	6,978
39,500	40,100	3,010	1,890	1,510	1,170	920	670	420	170	0	0	0	7,197
40,100	40,700	3,090	1,970	1,590	1,230	980	730	480	230	0	0	0	7,416
40,700	41,300	3,170	2,050	1,670	1,300	1,030	780	530	280	30	0	0	7,635
41,300	41,900	3,250	2,130	1,750	1,380	1,090	840	590	340	90	0	0	7,854
41,900	42,500	3,330	2,210	1,830	1,460	1,140	890	640	390	140	0	0	8,073
42,500	43,100	3,420	2,290	1,920	1,540	1,190	940	690	440	190	0	0	8,292
43,100	43,700	3,500	2,370	2,000	1,620	1,250	1,000	750	500	250	0	0	8,511
43,700	44,300	3,580	2,450	2,080	1,700	1,330	1,050	800	550	300	50	0	8,730
44,300	44,900	3,660	2,530	2,160	1,780	1,410	1,110	860	610	360	110	0	8,949
44,900	45,500	3,740	2,610	2,240	1,860	1,490	1,160	910	660	410	160	0	9,168
45,500	46,500	3,850	2,720	2,350	1,970	1,600	1,230	980	730	480	230	0	9,387
46,500	47,500	3,980	2,860	2,480	2,110	1,730	1,360	1,070	820	570	320	70	9,752
47,500	48,500	4,120	2,990	2,620	2,240	1,870	1,490	1,160	910	660	410	160	10,117
48,500	49,500	4,250	3,130	2,750	2,380	2,000	1,630	1,250	1,000	750	500	250	10,482
49,500	50,500	4,390	3,260	2,890	2,510	2,140	1,760	1,390	1,090	840	590	340	10,847
50,500	51,500	4,570	3,400	3,020	2,650	2,270	1,900	1,520	1,180	930	680	430	11,194
51,500	52,500	4,750	3,530	3,160	2,780	2,410	2,030	1,660	1,280	1,020	770	520	11,614
52,500	53,500	4,930	3,670	3,290	2,920	2,540	2,170	1,790	1,420	1,110	860	610	12,034
53,500	54,500	5,110	3,800	3,430	3,050	2,680	2,300	1,930	1,550	1,200	950	700	12,454

イ　月　額　表
甲　　表
（三）

その月の社会保険料控除後の給与の金額		甲　法第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　法第三十八条第一項第五号の規定による税額
		扶養親族の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
54,500	55,500	5,290	3,940	3,560	3,190	2,810	2,440	2,060	1,690	1,310	1,040	790	12,874
55,500	56,500	5,470	4,070	3,700	3,320	2,950	2,570	2,200	1,820	1,450	1,130	880	13,294
56,500	57,500	5,650	4,210	3,830	3,460	3,080	2,710	2,330	1,960	1,580	1,220	970	13,714
57,500	58,500	5,830	4,340	3,970	3,590	3,220	2,840	2,470	2,090	1,720	1,340	1,060	14,134
58,500	59,500	6,010	4,510	4,100	3,730	3,350	2,980	2,600	2,230	1,850	1,480	1,150	14,554
59,500	60,500	6,210	4,710	4,250	3,880	3,500	3,130	2,750	2,380	2,000	1,630	1,250	14,967
60,500	61,500	6,410	4,910	4,410	4,030	3,650	3,280	2,900	2,530	2,150	1,780	1,400	15,367
61,500	62,500	6,610	5,110	4,610	4,180	3,800	3,430	3,050	2,680	2,300	1,930	1,550	15,767
62,500	63,500	6,810	5,310	4,810	4,330	3,950	3,580	3,200	2,830	2,450	2,080	1,700	16,167
63,500	64,500	7,010	5,510	5,010	4,510	4,100	3,730	3,350	2,980	2,600	2,230	1,850	16,567
64,500	65,500	7,210	5,710	5,210	4,710	4,250	3,880	3,500	3,130	2,750	2,380	2,000	16,967
65,500	66,500	7,410	5,910	5,410	4,910	4,410	4,030	3,650	3,280	2,900	2,530	2,150	17,367
66,500	67,500	7,610	6,110	5,610	5,110	4,610	4,180	3,800	3,430	3,050	2,680	2,300	17,767
67,500	68,500	7,810	6,310	5,810	5,310	4,810	4,330	3,950	3,580	3,200	2,830	2,450	18,167
68,500	69,500	8,010	6,510	6,010	5,510	5,010	4,510	4,100	3,730	3,350	2,980	2,600	18,567
69,500	70,500	8,210	6,710	6,210	5,710	5,210	4,710	4,250	3,880	3,500	3,130	2,750	18,967
70,500	71,500	8,410	6,910	6,410	5,910	5,410	4,910	4,410	4,030	3,650	3,280	2,900	19,367
71,500	72,500	8,610	7,110	6,610	6,110	5,610	5,110	4,610	4,180	3,800	3,430	3,050	19,792
72,500	73,500	8,810	7,310	6,810	6,310	5,810	5,310	4,810	4,330	3,950	3,580	3,200	20,292
73,500	74,500	9,010	7,510	7,010	6,510	6,010	5,510	5,010	4,510	4,100	3,730	3,350	20,792
74,500	75,500	9,210	7,710	7,210	6,710	6,210	5,710	5,210	4,710	4,250	3,880	3,500	21,292
75,500	76,500	9,420	7,910	7,410	6,910	6,410	5,910	5,410	4,910	4,410	4,030	3,650	21,792
76,500	78,000	9,730	8,160	7,660	7,160	6,660	6,160	5,660	5,160	4,660	4,210	3,840	22,258
78,000	79,500	10,100	8,460	7,960	7,460	6,960	6,460	5,960	5,460	4,960	4,460	4,060	22,933
79,500	81,000	10,480	8,760	8,260	7,760	7,260	6,760	6,260	5,760	5,260	4,760	4,290	23,608
81,000	82,500	10,850	9,060	8,560	8,060	7,560	7,060	6,560	6,060	5,560	5,060	4,560	24,283
82,500	84,000	11,230	9,360	8,860	8,360	7,860	7,360	6,860	6,360	5,860	5,360	4,860	24,958
84,000	85,500	11,600	9,730	9,160	8,660	8,160	7,660	7,160	6,660	6,160	5,660	5,160	25,633
85,500	87,000	11,980	10,100	9,480	8,960	8,460	7,960	7,460	6,960	6,460	5,960	5,460	26,308
87,000	88,500	12,350	10,480	9,850	9,260	8,760	8,260	7,760	7,260	6,760	6,260	5,760	26,983
88,500	90,000	12,730	10,850	10,230	9,600	9,060	8,560	8,060	7,560	7,060	6,560	6,060	27,658
90,000	91,500	13,100	11,230	10,600	9,980	9,360	8,860	8,360	7,860	7,360	6,860	6,360	28,333
91,500	93,000	13,480	11,600	10,980	10,350	9,730	9,160	8,660	8,160	7,660	7,160	6,660	29,008
93,000	94,500	13,850	11,980	11,350	10,730	10,100	9,480	8,960	8,460	7,960	7,460	6,960	29,683
94,500	96,000	14,230	12,350	11,730	11,100	10,480	9,850	9,260	8,760	8,260	7,760	7,260	30,358
96,000	97,500	14,600	12,730	12,100	11,480	10,850	10,230	9,600	9,060	8,560	8,060	7,560	31,033
97,500	99,000	14,980	13,100	12,480	11,850	11,230	10,600	9,980	9,360	8,860	8,360	7,860	31,708
99,000	100,500	15,350	13,480	12,850	12,230	11,600	10,980	10,350	9,730	9,160	8,660	8,160	32,383
100,500	102,000	15,750	13,850	13,230	12,600	11,980	11,350	10,730	10,100	9,480	8,960	8,460	33,058
102,000	103,500	16,200	14,230	13,600	12,980	12,350	11,730	11,100	10,480	9,850	9,260	8,760	33,675
103,500	105,000	16,650	14,600	13,980	13,350	12,730	12,100	11,480	10,850	10,230	9,600	9,060	34,275
105,000	106,500	17,100	14,980	14,350	13,730	13,100	12,480	11,850	11,230	10,600	9,980	9,360	34,875
106,500	108,000	17,550	15,350	14,730	14,100	13,480	12,850	12,230	11,600	10,980	10,350	9,730	35,475
108,000	109,500	18,000	15,750	15,100	14,480	13,850	13,230	12,600	11,980	11,350	10,730	10,100	36,075
109,500	111,000	18,450	16,200	15,480	14,850	14,230	13,600	12,980	12,350	11,730	11,100	10,480	36,675
111,000	112,500	18,900	16,650	15,900	15,230	14,600	13,980	13,350	12,730	12,100	11,480	10,850	37,275
112,500	114,000	19,350	17,100	16,350	15,600	14,980	14,350	13,730	13,100	12,480	11,850	11,230	37,875
114,000	115,500	19,800	17,550	16,800	16,050	15,350	14,730	14,100	13,480	12,850	12,230	11,600	38,583
115,500	117,000	20,250	18,000	17,250	16,500	15,750	15,100	14,480	13,850	13,230	12,600	11,980	39,333
117,000	118,500	20,700	18,450	17,700	16,950	16,200	15,480	14,850	14,230	13,600	12,980	12,350	40,083

イ　月　額　表
甲　　表
（四）

その月の社会保険料控除後の給与の金額		甲　法第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　法第三十八条第一項第五号の規定による税額
		扶養親族の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
118,500	120,000	21,150	18,900	18,150	17,400	16,650	15,900	15,230	14,600	13,980	13,350	12,730	40,833
120,000	122,000	21,680	19,430	18,680	17,930	17,180	16,430	15,680	15,040	14,420	13,790	13,170	41,583
122,000	124,000	22,280	20,030	19,280	18,530	17,780	17,030	16,280	15,540	14,920	14,290	13,670	42,583
124,000	126,000	22,880	20,630	19,880	19,130	18,380	17,630	16,880	16,130	15,420	14,790	14,170	43,583
126,000	128,000	23,480	21,230	20,480	19,730	18,980	18,230	17,480	16,730	15,980	15,290	14,670	44,583
128,000	130,000	24,080	21,830	21,080	20,330	19,580	18,830	18,080	17,330	16,580	15,830	15,170	45,583
130,000	132,000	24,680	22,430	21,680	20,930	20,180	19,430	18,680	17,930	17,180	16,430	15,680	46,582
132,000	134,000	25,280	23,030	22,280	21,530	20,780	20,030	19,280	18,530	17,780	17,030	16,280	47,583
134,000	136,000	25,880	23,630	22,880	22,130	21,380	20,630	19,880	19,130	18,380	17,630	16,880	48,583
136,000	138,000	26,480	24,230	23,480	22,730	21,980	21,230	20,480	19,730	18,980	18,230	17,480	49,583
138,000	140,000	27,080	24,830	24,080	23,330	22,580	21,830	21,080	20,330	19,580	18,830	18,080	50,583
140,000	142,000	27,680	25,430	24,680	23,930	23,180	22,430	21,680	20,930	20,180	19,430	18,680	51,583
142,000	144,000	28,300	26,030	25,280	24,530	23,780	23,030	22,280	21,530	20,780	20,030	19,280	52,583
144,000	146,000	29,000	26,630	25,880	25,130	24,380	23,630	22,880	22,130	21,380	20,630	19,880	53,508
146,000	148,000	29,700	27,230	26,480	25,730	24,980	24,230	23,480	22,730	21,980	21,230	20,480	54,408
148,000	150,000	30,400	27,830	27,080	26,330	25,580	24,830	24,080	23,330	22,580	21,830	21,080	55,308
150,000	152,000	31,100	28,480	27,680	26,930	26,180	25,430	24,680	23,930	23,180	22,430	21,680	56,208
152,000	154,000	31,800	29,180	28,300	27,530	26,780	26,030	25,280	24,530	23,780	23,030	22,280	57,108
154,000	156,000	32,500	29,880	29,000	28,130	27,380	26,630	25,880	25,130	24,380	23,630	22,880	58,008
156,000	158,000	33,200	30,580	29,700	28,830	27,980	27,230	26,480	25,730	24,980	24,230	23,480	58,908
158,000	160,000	33,900	31,280	30,400	29,530	28,650	27,830	27,080	26,330	25,580	24,830	24,080	59,808
160,000	162,000	34,600	31,980	31,100	30,230	29,350	28,480	27,680	26,930	26,180	25,430	24,680	60,708
162,000	164,000	35,300	32,680	31,800	30,930	30,050	29,180	28,300	27,530	26,780	26,030	25,280	61,608
164,000	166,000	36,000	33,380	32,500	31,630	30,750	29,880	29,000	28,130	27,380	26,630	25,880	62,508
166,000	168,000	36,700	34,080	33,200	32,330	31,450	30,580	29,700	28,830	27,980	27,230	26,480	63,408
168,000	170,000	37,400	34,780	33,900	33,030	32,150	31,280	30,400	29,530	28,650	27,830	27,080	64,308
170,000	172,000	38,100	35,480	34,600	33,730	32,850	31,980	31,100	30,230	29,350	28,480	27,680	65,208
172,000	174,000	38,800	36,180	35,300	34,430	33,550	32,680	31,800	30,930	30,050	29,180	28,300	66,108
174,000	176,000	39,500	36,880	36,000	35,130	34,250	33,380	32,500	31,630	30,750	29,880	29,000	67,008
176,000	178,000	40,200	37,580	36,700	35,830	34,950	34,080	33,200	32,330	31,450	30,580	29,700	67,966
178,000	180,000	40,900	38,280	37,400	36,530	35,650	34,780	33,900	33,030	32,150	31,280	30,400	69,066
180,000	182,000	41,600	38,980	38,100	37,230	36,350	35,480	34,600	33,730	32,850	31,980	31,100	70,166
182,000	184,000	42,300	39,680	38,800	37,930	37,050	36,180	35,300	34,430	33,550	32,680	31,800	71,266
184,000	186,000	43,000	40,380	39,500	38,630	37,750	36,880	36,000	35,130	34,250	33,380	32,500	72,366
186,000	188,000	43,700	41,080	40,200	39,330	38,450	37,580	36,700	35,830	34,950	34,080	33,200	73,466
188,000	190,000	44,400	41,780	40,900	40,030	39,150	38,280	37,400	36,530	35,650	34,780	33,900	74,566
190,000	192,000	45,100	42,480	41,600	40,730	39,850	38,980	38,100	37,230	36,350	35,480	34,600	75,666
192,000	194,000	45,800	43,180	42,300	41,430	40,550	39,680	38,800	37,930	37,050	36,180	35,300	76,766
194,000	196,000	46,500	43,880	43,000	42,130	41,250	40,330	39,500	38,630	37,750	36,880	36,000	77,866
196,000	198,000	47,200	44,580	43,700	42,830	41,950	41,080	40,200	39,330	38,450	37,580	36,700	78,966
198,000	200,000	47,900	45,280	44,400	43,530	42,650	41,780	40,900	40,030	39,150	38,280	37,400	80,066
200,000 円		48,250	45,630	44,750	43,880	43,000	42,130	41,250	40,380	39,500	38,630	37,750	81,166

200,000円をこえ 226,000円に満たない金額	200,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち200,000円をこえる金額の35％に相当する金額を加算した金額	81,166円に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち200,000円をこえる金額の45％に相当する金額を加算した金額

(ハ) その者が申告した扶養親族の数が10人をこえる場合には、(イ)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族の数が10人である者として(ロ)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに380円を控除した金額が、その求める税額である。

(ニ) 障害者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、(ロ)又は(ハ)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに417円を控除した金額が、その求める税額である。

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていないとき（従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときを含む。）は、その者のその月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人ごとに380円を控除した金額）が、その求める税額である。

(ニ) 法第三十八条第四項の規定の適用を受ける者については、その月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が15歳以上の扶養親族又は15歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき5,000円又は3,000円を控除した金額に応じ、扶養親族がないものとして(一)の(1)の(ロ)及び(ニ)により求めた金額が、その求める税額である。

イ 月額表

甲表

(五)

その月の社会保険料控除後の給与の金額		甲 法第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 法第三十八条第一項第五号の規定による税額
		扶養親族の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額											
226,000円		57,350円	54,730円	53,850円	52,980円	52,100円	51,230円	50,350円	49,480円	48,600円	47,730円	46,850円	92,866円
226,000円をこえ351,000円に満たない金額		226,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち226,000円をこえる金額の40％に相当する金額を加算した金額											92,866円に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち226,000円をこえる金額の50％に相当する金額を加算した金額
351,000円		107,350円	104,730円	103,850円	102,980円	102,100円	101,230円	100,350円	99,480円	98,600円	97,730円	96,850円	155,366円
351,000円をこえ518,000円に満たない金額		351,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち351,000円をこえる金額の45％に相当する金額を加算した金額											155,366円に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち351,000円をこえる金額の55％に相当する金額を加算した金額
518,000円		182,500円	179,880円	179,000円	178,130円	177,250円	176,380円	175,500円	174,630円	173,750円	172,880円	172,000円	247,216円
518,000円をこえる金額		518,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち518,000円をこえる金額の60％に相当する金額を加算した金額											247,216円に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち518,000円をこえる金額の60％に相当する金額を加算した金額
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに380円を控除した金額													従たる給与についての扶養控除申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人ごとに380円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに417円を、扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき417円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額													

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 法第三十八条第一項又は第四項は、この法律第四条第一項又は第五条第二項の規定により読み替えられた法第三十八条第一項又は第四項とする。

(二) 「障害者」、「老年者」、「寡婦」、「勤労学生」又は「社会保険料」とは、それぞれ法第八条に規定する障害者、老年者、寡婦、勤労学生又は社会保険料をいう。

(三) 「従たる給与についての扶養控除申告書」とは、この法律第七条の規定により読み替えられた法第三十九条第三項に規定する申告書をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 法第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(乙表適用者を除く。)については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されているときは、

(イ) まず、その者のその月の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(a) 当該給与から控除される社会保険料の金額

(b) 年長扶養親族(配偶者以外の扶養親族で年齢15歳以上のものをいう。)を有する旨の申告があつた場合には、年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき2,000円

(ロ) その者が申告した扶養親族の数が10人をこえない場合には、(イ)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

イ　月　額　表
乙　　表
(二)

その月の社会保険料控除後の給与の金額		法第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶養親族の数									
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
42,500	43,100	2,540	2,170	1,790	1,420	1,110	860	610	360	110	0
43,100	43,700	2,620	2,250	1,870	1,500	1,160	910	660	410	160	0
43,700	44,300	2,700	2,330	1,950	1,580	1,220	970	720	470	220	0
44,300	44,900	2,780	2,410	2,030	1,660	1,280	1,020	770	520	270	20
44,900	45,500	2,860	2,490	2,110	1,740	1,360	1,080	830	580	330	80
45,500	46,500	2,970	2,600	2,220	1,850	1,470	1,150	900	650	400	150
46,500	47,500	3,110	2,730	2,360	1,980	1,610	1,240	990	740	490	240
47,500	48,500	3,240	2,870	2,490	2,120	1,740	1,370	1,080	830	580	330
48,500	49,500	3,380	3,000	2,630	2,250	1,880	1,500	1,170	920	670	420
49,500	50,500	3,510	3,140	2,760	2,390	2,010	1,640	1,260	1,010	760	510
50,500	51,500	3,650	3,270	2,900	2,520	2,150	1,770	1,400	1,100	850	600
51,500	52,500	3,780	3,410	3,030	2,660	2,280	1,910	1,530	1,190	940	690
52,500	53,500	3,920	3,540	3,170	2,790	2,420	2,040	1,670	1,290	1,030	780
53,500	54,500	4,050	3,680	3,300	2,930	2,550	2,180	1,800	1,430	1,120	870
54,500	55,500	4,190	3,810	3,440	3,060	2,690	2,310	1,940	1,560	1,210	960
55,500	56,500	4,320	3,950	3,570	3,200	2,820	2,450	2,070	1,700	1,320	1,050
56,500	57,500	4,480	4,080	3,710	3,330	2,960	2,580	2,210	1,830	1,460	1,140
57,500	58,500	4,660	4,220	3,840	3,470	3,090	2,720	2,340	1,970	1,590	1,230
58,500	59,500	4,840	4,350	3,980	3,600	3,230	2,850	2,480	2,100	1,730	1,350
59,500	60,500	5,040	4,540	4,120	3,750	3,370	3,000	2,620	2,250	1,870	1,500
60,500	61,500	5,240	4,740	4,270	3,900	3,520	3,150	2,770	2,400	2,020	1,650
61,500	62,500	5,440	4,940	4,440	4,050	3,670	3,300	2,920	2,550	2,170	1,800
62,500	63,500	5,640	5,140	4,640	4,200	3,820	3,450	3,070	2,700	2,320	1,950
63,500	64,500	5,840	5,340	4,840	4,350	3,970	3,600	3,220	2,850	2,470	2,100
64,500	65,500	6,040	5,540	5,040	4,540	4,120	3,750	3,370	3,000	2,620	2,250
65,500	66,500	6,240	5,740	5,240	4,740	4,270	3,900	3,520	3,150	2,770	2,400
66,500	67,500	6,440	5,940	5,440	4,940	4,440	4,050	3,670	3,300	2,920	2,550
67,500	68,500	6,640	6,140	5,640	5,140	4,640	4,200	3,820	3,450	3,070	2,700
68,500	69,500	6,840	6,340	5,840	5,340	4,840	4,350	3,970	3,600	3,220	2,850
69,500	70,500	7,040	6,540	6,040	5,540	5,040	4,540	4,120	3,750	3,370	3,000
70,500	71,500	7,240	6,740	6,240	5,740	5,240	4,740	4,270	3,900	3,520	3,150
71,500	72,500	7,440	6,940	6,440	5,940	5,440	4,940	4,440	4,050	3,670	3,300
72,500	73,500	7,640	7,140	6,640	6,140	5,640	5,140	4,640	4,200	3,820	3,450
73,500	74,500	7,840	7,340	6,840	6,340	5,840	5,340	4,840	4,350	3,970	3,600
74,500	75,500	8,040	7,540	7,040	6,540	6,040	5,540	5,040	4,540	4,120	3,750
75,500	76,500	8,240	7,740	7,240	6,740	6,240	5,740	5,240	4,740	4,270	3,900
76,500	78,000	8,490	7,990	7,490	6,990	6,490	5,990	5,490	4,990	4,490	4,090
78,000	79,500	8,790	8,290	7,790	7,290	6,790	6,290	5,790	5,290	4,790	4,310
79,500	81,000	9,090	8,590	8,090	7,590	7,090	6,590	6,090	5,590	5,090	4,590
81,000	82,500	9,400	8,890	8,390	7,890	7,390	6,890	6,390	5,890	5,390	4,890
82,500	84,000	9,770	9,190	8,690	8,190	7,690	7,190	6,690	6,190	5,690	5,190
84,000	85,500	10,150	9,520	8,990	8,490	7,990	7,490	6,990	6,490	5,990	5,490
85,500	87,000	10,520	9,900	9,290	8,790	8,290	7,790	7,290	6,790	6,290	5,790
87,000	88,500	10,900	10,270	9,650	9,090	8,590	8,090	7,590	7,090	6,590	6,090
88,500	90,000	11,270	10,650	10,020	9,400	8,890	8,390	7,890	7,390	6,890	6,390
90,000	91,500	11,650	11,020	10,400	9,770	9,190	8,690	8,190	7,690	7,190	6,690
91,500	93,000	12,020	11,400	10,770	10,150	9,520	8,990	8,490	7,990	7,490	6,990
93,000	94,500	12,400	11,770	11,150	10,520	9,900	9,290	8,790	8,290	7,790	7,290
94,500	96,000	12,770	12,150	11,520	10,900	10,270	9,650	9,090	8,590	8,090	7,590
96,000	97,500	13,150	12,520	11,900	11,270	10,650	10,020	9,400	8,890	8,390	7,890

イ　月　額　表
乙　　表　(扶養親族が配偶者以外の者のみであることを申告した給与所得者(第五条第一項の規定の適用を受ける者を除く。)について甲表の甲欄に代えて適用する表)
(一)

その月の社会保険料控除後の給与の金額		法第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶養親族の数									
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
17,500円未満		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17,500	17,900	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17,900	18,300	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18,300	18,700	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18,700	19,100	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19,100	19,500	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19,500	19,900	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19,900	20,300	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20,300	20,700	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20,700	21,100	270	20	0	0	0	0	0	0	0	0
21,100	21,500	300	50	0	0	0	0	0	0	0	0
21,500	21,900	340	90	0	0	0	0	0	0	0	0
21,900	22,300	370	120	0	0	0	0	0	0	0	0
22,300	22,700	400	150	0	0	0	0	0	0	0	0
22,700	23,100	430	180	0	0	0	0	0	0	0	0
23,100	23,500	460	210	0	0	0	0	0	0	0	0
23,500	23,900	500	250	0	0	0	0	0	0	0	0
23,900	24,300	530	280	30	0	0	0	0	0	0	0
24,300	24,700	560	310	60	0	0	0	0	0	0	0
24,700	25,100	590	340	90	0	0	0	0	0	0	0
25,100	25,500	620	370	120	0	0	0	0	0	0	0
25,500	25,900	660	410	160	0	0	0	0	0	0	0
25,900	26,300	690	440	190	0	0	0	0	0	0	0
26,300	26,700	720	470	220	0	0	0	0	0	0	0
26,700	27,100	750	500	250	0	0	0	0	0	0	0
27,100	27,500	780	530	280	30	0	0	0	0	0	0
27,500	28,100	820	570	320	70	0	0	0	0	0	0
28,100	28,700	870	620	370	120	0	0	0	0	0	0
28,700	29,300	920	670	420	170	0	0	0	0	0	0
29,300	29,900	970	720	470	220	0	0	0	0	0	0
29,900	30,500	1,020	770	520	270	20	0	0	0	0	0
30,500	31,100	1,060	810	560	310	60	0	0	0	0	0
31,100	31,700	1,110	860	610	360	110	0	0	0	0	0
31,700	32,300	1,160	910	660	410	160	0	0	0	0	0
32,300	32,900	1,210	960	710	460	210	0	0	0	0	0
32,900	33,500	1,260	1,010	760	510	260	10	0	0	0	0
33,500	34,100	1,330	1,050	800	550	300	50	0	0	0	0
34,100	34,700	1,410	1,100	850	600	350	100	0	0	0	0
34,700	35,300	1,490	1,160	910	660	410	160	0	0	0	0
35,300	35,900	1,570	1,210	960	710	460	210	0	0	0	0
35,900	36,500	1,650	1,270	1,020	770	520	270	20	0	0	0
36,500	37,100	1,730	1,360	1,070	820	570	320	70	0	0	0
37,100	37,700	1,810	1,440	1,120	870	620	370	120	0	0	0
37,700	38,300	1,890	1,520	1,180	930	680	430	180	0	0	0
38,300	38,900	1,970	1,600	1,230	980	730	480	230	0	0	0
38,900	39,500	2,050	1,680	1,300	1,040	790	540	290	40	0	0
39,500	40,100	2,140	1,760	1,390	1,090	840	590	340	90	0	0
40,100	40,700	2,220	1,840	1,470	1,140	890	640	390	140	0	0
40,700	41,300	2,300	1,920	1,550	1,200	950	700	450	200	0	0
41,300	41,900	2,380	2,000	1,630	1,250	1,000	750	500	250	0	0
41,900	42,500	2,460	2,080	1,710	1,330	1,060	810	560	310	60	0

イ　月　額　表
乙　　表
(三)

その月の社会保険料控除後の給与の金額		法第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶養親族の数									
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
97,500	99,000	13,520	12,900	12,270	11,650	11,020	10,400	9,770	9,190	8,690	8,190
99,000	100,500	13,900	13,270	12,650	12,020	11,400	10,770	10,150	9,520	8,990	8,490
100,500	102,000	14,270	13,650	13,020	12,400	11,770	11,150	10,520	9,900	9,290	8,790
102,000	103,500	14,650	14,020	13,400	12,770	12,150	11,520	10,900	10,270	9,650	9,090
103,500	105,000	15,020	14,400	13,770	13,150	12,520	11,900	11,270	10,650	10,020	9,400
105,000	106,500	15,400	14,770	14,150	13,520	12,900	12,270	11,650	11,020	10,400	9,770
106,500	108,000	15,800	15,150	14,520	13,900	13,270	12,650	12,020	11,400	10,770	10,150
108,000	109,500	16,250	15,520	14,900	14,270	13,650	13,020	12,400	11,770	11,150	10,520
109,500	111,000	16,700	15,950	15,270	14,650	14,020	13,400	12,770	12,150	11,520	10,900
111,000	112,500	17,150	16,400	15,650	15,020	14,400	13,770	13,150	12,520	11,900	11,270
112,500	114,000	17,600	16,850	16,100	15,400	14,770	14,150	13,520	12,900	12,270	11,650
114,000	115,500	18,050	17,300	16,550	15,800	15,150	14,520	13,900	13,270	12,650	12,020
115,500	117,000	18,500	17,750	17,000	16,250	15,520	14,900	14,270	13,650	13,020	12,400
117,000	118,500	18,950	18,200	17,450	16,700	15,950	15,270	14,650	14,020	13,400	12,770
118,500	120,000	19,400	18,650	17,900	17,150	16,400	15,650	15,020	14,400	13,770	13,150
120,000	122,000	19,920	19,170	18,420	17,670	16,920	16,170	15,460	14,830	14,210	13,580
122,000	124,000	20,520	19,770	19,020	18,270	17,520	16,770	16,020	15,330	14,710	14,080
124,000	126,000	21,120	20,370	19,620	18,870	18,120	17,370	16,620	15,870	15,210	14,580
126,000	128,000	21,720	20,970	20,220	19,470	18,720	17,970	17,220	16,470	15,720	15,080
128,000	130,000	22,320	21,570	20,820	20,070	19,320	18,570	17,820	17,070	16,320	15,580
130,000	132,000	22,920	22,170	21,420	20,670	19,920	19,170	18,420	17,670	16,920	16,170
132,000	134,000	23,520	22,770	22,020	21,270	20,520	19,770	19,020	18,270	17,520	16,770
134,000	136,000	24,120	23,370	22,620	21,870	21,120	20,370	19,620	18,870	18,120	17,370
136,000	138,000	24,720	23,970	23,220	22,470	21,720	20,970	20,220	19,470	18,720	17,970
138,000	140,000	25,320	24,570	23,820	23,070	22,320	21,570	20,820	20,070	19,320	18,570
140,000	142,000	25,920	25,170	24,420	23,670	22,920	22,170	21,420	20,670	19,920	19,170
142,000	144,000	26,520	25,770	25,020	24,270	23,520	22,770	22,020	21,270	20,520	19,770
144,000	146,000	27,120	26,370	25,620	24,870	24,120	23,370	22,620	21,870	21,120	20,370
146,000	148,000	27,720	26,970	26,220	25,470	24,720	23,970	23,220	22,470	21,720	20,970
148,000	150,000	28,360	27,570	26,820	26,070	25,320	24,570	23,820	23,070	22,320	21,570
150,000	152,000	29,060	28,180	27,420	26,670	25,920	25,170	24,420	23,670	22,920	22,170
152,000	154,000	29,760	28,880	28,020	27,270	26,520	25,770	25,020	24,270	23,520	22,770
154,000	156,000	30,460	29,580	28,710	27,870	27,120	26,370	25,620	24,870	24,120	23,370
156,000	158,000	31,160	30,280	29,410	28,530	27,720	26,970	26,220	25,470	24,720	23,970
158,000	160,000	31,860	30,980	30,110	29,230	28,360	27,570	26,820	26,070	25,320	24,570
160,000	162,000	32,560	31,680	30,810	29,930	29,060	28,180	27,420	26,670	25,920	25,170
162,000	164,000	33,260	32,380	31,510	30,630	29,760	28,880	28,020	27,270	26,520	25,770
164,000	166,000	33,960	33,080	32,210	31,330	30,460	29,580	28,710	27,870	27,120	26,370
166,000	168,000	34,660	33,780	32,910	32,030	31,160	30,280	29,410	28,530	27,720	26,970
168,000	170,000	35,360	34,480	33,610	32,730	31,860	30,980	30,110	29,230	28,360	27,570
170,000	172,000	36,060	35,180	34,310	33,430	32,560	31,680	30,810	29,930	29,060	28,180
172,000	174,000	36,760	35,880	35,010	34,130	33,260	32,380	31,510	30,630	29,760	28,880
174,000	176,000	37,460	36,580	35,710	34,830	33,960	33,080	32,210	31,330	30,460	29,580
176,000	178,000	38,160	37,280	36,410	35,530	34,660	33,780	32,910	32,030	31,160	30,280
178,000	180,000	38,860	37,980	37,110	36,230	35,360	34,480	33,610	32,730	31,860	30,980
180,000	182,000	39,560	38,680	37,810	36,930	36,060	35,180	34,310	33,430	32,560	31,680
182,000	184,000	40,260	39,380	38,510	37,630	36,760	35,880	35,010	34,130	33,260	32,380
184,000	186,000	40,960	40,080	39,210	38,330	37,460	36,580	35,710	34,830	33,960	33,080
186,000	188,000	41,660	40,780	39,910	39,030	38,160	37,280	36,410	35,530	34,660	33,780
188,000	190,000	42,360	41,480	40,610	39,730	38,860	37,980	37,110	36,230	35,360	34,480

イ　月　額　表
乙　　表
(四)

その月の社会保険料控除後の給与の金額		法第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶養親族の数									
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
190,000	192,000	43,060	42,180	41,310	40,430	39,560	38,680	37,810	36,930	36,060	35,180
192,000	194,000	43,760	42,880	42,010	41,130	40,260	39,380	38,510	37,630	36,760	35,880
194,000	196,000	44,460	43,580	42,710	41,830	40,960	40,080	39,210	38,330	37,460	36,580
196,000	198,000	45,160	44,280	43,410	42,530	41,660	40,780	39,910	39,030	38,160	37,280
198,000	200,000	45,860	44,980	44,110	43,230	42,360	41,480	40,610	39,730	38,860	37,980
200,000円		46,210	45,330	44,460	43,580	42,710	41,830	40,960	40,080	39,210	38,330
200,000円をこえ226,000円に満たない金額		200,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち200,000円をこえる金額の35％に相当する金額を加算した金額									
226,000円		55,310	54,430	53,560	52,680	51,810	50,930	50,060	49,180	48,310	47,430
226,000円をこえ351,000円に満たない金額		226,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち226,000円をこえる金額の40％に相当する金額を加算した金額									
351,000円		105,310	104,430	103,560	102,680	101,810	100,930	100,060	99,180	98,310	97,430
351,000円をこえ518,000円に満たない金額		351,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち351,000円をこえる金額の45％に相当する金額を加算した金額									
518,000円		180,460	179,580	178,710	177,830	176,960	176,080	175,210	174,330	173,460	172,580
518,000円をこえる金額		518,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち518,000円をこえる金額の50％に相当する金額を加算した金額									
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに380円を控除した金額											
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに417円を、扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき417円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額											

(注)　この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　法第三十八条第一項は、この法律第四条第一項の規定により読み替えられた法第三十八条第一項とする。

㈡　「障害者」、「老年者」、「寡婦」、「勤労学生」又は「社会保険料」とは、それぞれ法第八条に規定する障害者、老年者、寡婦、勤労学生又は社会保険料をいう。

(備考)　税額の求め方は、次のとおりである。

法第三十八条第一項の規定の適用を受ける者のうち乙表適用者については、

(1)　まず、その者のその月の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(イ)　当該給与から控除される社会保険料の金額

(ロ)　年長扶養親族(年齢15歳以上の扶養親族のうち1人を除いた者をいう。)を有する旨の申告があつた場合には、年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき2,000円

(2)　その者が申告した扶養親族の数が10人をこえない場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3)　その者が申告した扶養親族の数が10人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族の数が10人である者として(2)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに380円を控除した金額が、その求める税額である。

(4)　障害者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、(2)又は(3)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに417円を控除した金額が、その求める税額である。

ロ　日額表
甲　表
(二)

その日の社会保険料控除後の給与の金額		甲　法第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　法第三十八条第一項第五号の規定による税額	丙　法第三十八条第一項第六号の規定による税額
		扶養親族の数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額												
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
960	980	55	25	15	10	0	0	0	0	0	0	0	138	0
980	1,000	55	25	20	10	0	0	0	0	0	0	0	143	0
1,000	1,020	60	30	20	10	5	0	0	0	0	0	0	148	0
1,020	1,040	60	30	20	15	5	0	0	0	0	0	0	154	0
1,040	1,060	65	30	25	15	5	0	0	0	0	0	0	160	0
1,060	1,080	65	35	25	15	10	0	0	0	0	0	0	165	0
1,080	1,100	70	35	25	20	10	0	0	0	0	0	0	171	0
1,100	1,120	70	35	30	20	10	0	0	0	0	0	0	176	0
1,120	1,140	75	40	30	20	10	5	0	0	0	0	0	182	0
1,140	1,160	75	40	30	25	15	5	0	0	0	0	0	188	0
1,160	1,180	80	40	35	25	15	10	0	0	0	0	0	193	0
1,180	1,200	80	45	35	25	20	10	0	0	0	0	0	198	0
1,200	1,220	85	45	35	30	20	10	5	0	0	0	0	204	1
1,220	1,240	85	50	40	30	20	15	5	0	0	0	0	209	3
1,240	1,260	90	50	40	30	25	15	5	0	0	0	0	214	5
1,260	1,280	90	55	40	35	25	15	10	0	0	0	0	219	6
1,280	1,300	95	55	45	35	25	20	10	0	0	0	0	227	8
1,300	1,320	95	60	45	35	30	20	10	5	0	0	0	234	9
1,320	1,340	100	65	50	40	30	20	15	5	0	0	0	241	11
1,340	1,360	105	65	55	40	30	25	15	5	0	0	0	249	13
1,360	1,380	105	70	55	45	35	25	15	10	0	0	0	256	14
1,380	1,400	110	70	60	45	35	25	20	10	0	0	0	263	16
1,400	1,440	110	75	60	50	40	30	20	15	5	0	0	271	17
1,440	1,480	120	80	65	55	40	35	25	15	10	0	0	285	21
1,480	1,520	125	85	75	60	50	35	30	20	10	5	0	300	24
1,520	1,560	130	90	80	65	55	40	30	25	15	5	0	314	27
1,560	1,600	135	95	85	70	60	45	35	30	20	10	0	329	30
1,600	1,640	140	100	90	75	65	50	40	30	25	15	5	344	34
1,640	1,680	145	105	95	80	70	55	45	35	25	20	10	358	38
1,680	1,720	150	110	100	85	75	60	50	40	30	20	15	372	41
1,720	1,760	160	120	105	95	80	65	55	40	35	25	15	388	45
1,760	1,800	165	125	110	100	85	75	60	50	35	30	20	405	48
1,800	1,840	175	130	115	105	90	80	65	55	40	30	25	422	52
1,840	1,880	180	135	120	110	95	85	70	60	45	35	30	439	56
1,880	1,920	185	140	125	115	100	90	75	65	50	40	30	455	60
1,920	1,960	195	145	130	120	105	95	80	70	55	45	35	472	65
1,960	2,000	200	150	140	125	115	100	85	75	60	50	40	489	71
2,000	2,040	210	160	145	130	120	105	95	80	70	55	45	505	76
2,040	2,080	220	170	150	135	125	110	100	85	75	60	50	521	82
2,080	2,120	225	175	160	145	130	120	105	95	80	70	55	537	87
2,120	2,160	235	185	165	150	135	125	110	100	85	75	60	553	92
2,160	2,200	240	190	175	160	145	130	115	105	90	80	65	569	98
2,200	2,240	250	200	185	165	150	135	125	110	100	85	75	585	103
2,240	2,280	260	210	190	175	155	140	130	115	105	90	80	601	109
2,280	2,320	265	215	200	180	165	150	135	125	110	100	85	617	114
2,320	2,360	275	225	205	190	175	155	140	130	115	105	90	633	119
2,360	2,400	280	230	215	200	180	165	150	135	120	110	95	649	125
2,400	2,440	290	240	225	205	190	175	155	140	130	115	105	668	130
2,440	2,480	300	250	230	215	195	180	165	145	135	120	110	688	136
2,480	2,520	305	255	240	220	205	190	170	155	140	130	115	708	141

別表第一　昭和36年1月から3月までの給与所得の所得税源泉徴収額表（法第三十八条第一項第一号、第五号若しくは第六号又は同条第四項の規定による所得税源泉徴収額表）

ロ　日額表
甲　表
(一)

その日の社会保険料控除後の給与の金額		甲　法第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　法第三十八条第一項第五号の規定による税額	丙　法第三十八条第一項第六号の規定による税額
		扶養親族の数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額												
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
370円未満		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その日の社会保険料控除後の給与の金額に対する税額の百分の八に相当する金額	0
370	380	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	0
380	390	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0
390	400	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	0
400	410	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	0
410	420	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0
420	430	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0
430	440	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	0
440	450	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	0
450	460	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	0
460	470	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	0
470	480	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	0
480	490	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42	0
490	500	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44	0
500	510	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	46	0
510	520	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47	0
520	530	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48	0
530	540	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	0
540	550	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	52	0
550	560	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54	0
560	570	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	0
570	580	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56	0
580	590	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58	0
590	600	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	61	0
600	610	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62	0
610	620	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64	0
620	630	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66	0
630	640	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	68	0
640	650	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70	0
650	660	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	72	0
660	670	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74	0
670	680	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	75	0
680	700	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	77	0
700	720	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	81	0
720	740	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	85	0
740	760	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	89	0
760	780	35	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	93	0
780	800	35	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	96	0
800	820	35	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0
820	840	40	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	104	0
840	860	40	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	109	0
860	880	40	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0	114	0
880	900	45	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0	119	0
900	920	45	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0	123	0
920	940	50	20	15	5	0	0	0	0	0	0	0	128	0
940	960	50	25	15	5	0	0	0	0	0	0	0	134	0

ロ　日額表
甲　表
(四)

その日の社会保険料控除後の給与の金額		甲　法第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　法第三十八条第一項第五号の規定による税額	丙　法第三十八条第一項第六号の規定による税額
		扶養親族の数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額												
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
5,780	5,860	1,310	1,225	1,195	1,165	1,135	1,105	1,075	1,045	1,020	990	960	2,224	897
5,860	5,940	1,340	1,250	1,220	1,195	1,165	1,135	1,105	1,075	1,045	1,015	985	2,261	921
5,940	6,020	1,365	1,280	1,250	1,220	1,190	1,160	1,135	1,105	1,075	1,045	1,015	2,305	945
6,020	6,100	1,395	1,310	1,280	1,250	1,220	1,190	1,160	1,130	1,100	1,070	1,045	2,349	969
6,100	6,180	1,425	1,335	1,305	1,275	1,245	1,220	1,190	1,160	1,130	1,100	1,070	2,393	993
6,180	6,260	1,450	1,365	1,335	1,305	1,275	1,245	1,215	1,185	1,160	1,130	1,100	2,437	1,017
6,260	6,340	1,480	1,390	1,360	1,335	1,305	1,275	1,245	1,215	1,185	1,155	1,125	2,481	1,041
6,340	6,420	1,505	1,420	1,390	1,360	1,330	1,300	1,275	1,245	1,215	1,185	1,155	2,525	1,065
6,420	6,500	1,535	1,450	1,420	1,390	1,360	1,330	1,300	1,270	1,240	1,210	1,185	2,569	1,089
6,500円		1,550	1,460	1,430	1,405	1,375	1,345	1,315	1,285	1,255	1,225	1,195	2,613	1,113
6,500円をこえ7,530円に満たない金額		6,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち6,500円をこえる金額の35％に相当する金額を加算した金額											2,613円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち6,500円をこえる金額の45％に相当する金額を加算した金額	1,113円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち6,500円をこえる金額の35％に相当する金額を加算した金額
円 7,530		円 1,910	円 1,820	円 1,790	円 1,765	円 1,735	円 1,705	円 1,675	円 1,645	円 1,615	円 1,585	円 1,555	円 3,076	円 1,473
7,530円をこえ11,700円に満たない金額		7,530円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち7,530円をこえる金額の40％に相当する金額を加算した金額											3,076円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち7,530円をこえる金額の50％に相当する金額を加算した金額	1,473円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち7,530円をこえる金額の40％に相当する金額を加算した金額
円 11,700		円 3,580	円 3,490	円 3,460	円 3,435	円 3,405	円 3,375	円 3,345	円 3,315	円 3,285	円 3,255	円 3,225	円 5,161	円 3,141
11,700円をこえ17,250円に満たない金額		11,700円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち11,700円をこえる金額の45％に相当する金額を加算した金額											5,161円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち11,700円をこえる金額の55％に相当する金額を加算した金額	3,141円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち11,700円をこえる金額の45％に相当する金額を加算した金額

ロ　日額表
甲　表
(三)

その日の社会保険料控除後の給与の金額		甲　法第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　法第三十八条第一項第五号の規定による税額	丙　法第三十八条第一項第六号の規定による税額
		扶養親族の数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額												
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,520	2,560	315	265	245	230	215	195	180	165	145	135	120	728	146
2,560	2,600	325	270	255	240	220	205	190	170	155	140	125	746	152
2,600	2,640	335	280	265	245	230	215	195	180	160	145	135	764	157
2,640	2,700	345	290	275	255	240	225	205	190	170	155	140	782	163
2,700	2,760	360	300	285	270	250	235	220	200	185	165	150	809	171
2,760	2,820	375	315	295	280	265	245	230	215	195	180	165	836	180
2,820	2,880	390	330	310	290	275	260	240	225	210	190	175	863	189
2,880	2,940	405	345	325	305	285	270	255	235	220	205	185	890	198
2,940	3,000	420	360	340	320	300	285	265	250	230	215	200	917	210
3,000	3,060	435	375	355	335	310	295	280	260	245	225	210	944	222
3,060	3,120	450	390	370	350	325	305	290	275	255	240	225	971	234
3,120	3,180	465	405	385	365	340	320	300	285	270	250	235	998	246
3,180	3,240	480	420	400	380	355	335	315	295	280	265	245	1,025	258
3,240	3,300	495	435	415	395	370	350	330	310	290	275	260	1,052	270
3,300	3,360	510	450	430	410	385	365	345	325	305	285	270	1,079	282
3,360	3,420	530	465	445	425	400	380	360	340	320	300	285	1,106	294
3,420	3,480	545	480	460	440	415	395	375	355	335	310	295	1,131	306
3,480	3,540	565	495	475	455	430	410	390	370	350	325	305	1,155	318
3,540	3,600	580	510	490	470	445	425	405	385	365	340	320	1,179	330
3,600	3,660	600	525	505	485	460	440	420	400	380	355	335	1,203	342
3,660	3,720	620	545	520	500	475	455	435	415	395	370	350	1,227	354
3,720	3,780	635	560	535	515	490	470	450	430	410	385	365	1,251	366
3,780	3,840	655	580	555	530	505	485	465	445	425	400	380	1,276	378
3,840	3,900	670	595	570	545	520	500	480	460	440	415	395	1,306	390
3,900	3,960	690	615	590	565	540	515	495	475	455	430	410	1,336	402
3,960	4,020	710	635	610	585	560	535	510	490	470	445	425	1,366	414
4,020	4,080	725	650	625	600	575	550	525	505	485	460	440	1,396	426
4,080	4,140	745	670	645	620	595	570	545	520	500	475	455	1,426	441
4,140	4,200	760	685	660	635	610	585	560	535	515	490	470	1,456	456
4,200	4,260	780	705	680	655	630	605	580	555	530	505	485	1,486	471
4,260	4,320	800	725	700	675	650	625	595	570	545	520	500	1,516	486
4,320	4,380	815	740	715	690	665	640	615	590	565	540	515	1,546	501
4,380	4,440	835	760	735	710	685	660	635	610	585	560	535	1,576	516
4,440	4,500	850	775	750	725	700	675	650	625	600	575	550	1,606	531
4,500	4,580	875	800	775	750	725	700	670	645	620	595	570	1,636	546
4,580	4,660	895	820	795	770	745	720	695	670	645	620	595	1,676	566
4,660	4,740	920	845	820	795	770	745	720	695	670	645	620	1,716	586
4,740	4,820	945	870	845	820	795	770	745	720	695	670	645	1,756	606
4,820	4,900	975	895	870	845	820	795	770	745	720	695	670	1,792	626
4,900	4,980	1,005	920	895	870	845	820	790	765	740	715	690	1,828	646
4,980	5,060	1,030	945	915	890	865	840	815	790	765	740	715	1,864	666
5,060	5,140	1,060	970	940	915	890	865	840	815	790	765	740	1,900	686
5,140	5,220	1,085	1,000	970	940	915	890	865	840	815	790	765	1,936	706
5,220	5,300	1,115	1,030	1,000	970	940	915	890	865	840	815	790	1,972	729
5,300	5,380	1,145	1,055	1,025	995	965	940	910	885	860	835	810	2,008	753
5,380	5,460	1,170	1,085	1,055	1,025	995	965	935	910	885	860	835	2,044	777
5,460	5,540	1,200	1,110	1,080	1,055	1,025	995	965	935	910	885	860	2,080	801
5,540	5,620	1,225	1,140	1,110	1,080	1,050	1,020	995	965	935	910	885	2,116	825
5,620	5,700	1,255	1,170	1,140	1,110	1,080	1,050	1,020	990	960	935	910	2,152	849
5,700	5,780	1,285	1,195	1,165	1,135	1,105	1,080	1,050	1,020	990	960	930	2,188	873

(ハ) その者が申告した扶養親族の数が10人をこえる場合には、(イ)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族の数が10人である者として(ロ)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに12円を控除した金額が、その求める税額である。

(ニ) 障害者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、(ロ)又は(ハ)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに14円を控除した金額が、その求める税額である。

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていないとき（従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときを含む。）は、

(イ) (ロ)に該当する場合を除き、その者のその日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人ごとに12円を控除した金額）が、その求める税額である。

(ロ) 日雇労務者の受ける給与（法第三十八条第一項第六号の給与をいう。）については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(ニ) 法第三十八条第四項の規定の適用を受ける者については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が15歳以上の扶養親族又は15歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき170円又は100円を控除した金額に応じ、扶養親族がないものとして(ト)の(1)の(ロ)及び(ニ)により求めた金額が、その求める税額である。

ロ 日額表
甲表
(五)

その日の社会保険料控除後の給与の金額		甲 法第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 法第三十八条第一項第五号の規定による税額	丙 法第三十八条第一項第六号の規定による税額
		扶養親族の数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額												
17,250円		6,075円	5,985円	5,955円	5,930円	5,900円	5,870円	5,840円	5,810円	5,780円	5,750円	5,720円	8,213円	5,638円
17,250円をこえる金額		17,250円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち17,250円をこえる金額の50％に相当する金額を加算した金額											8,213円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち17,250円をこえる金額の60％に相当する金額を加算した金額	5,638円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち17,250円をこえる金額の50％に相当する金額を加算した金額
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに12円を控除した金額													従たる給与についての扶養控除申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人ごとに12円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額	—
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに14円を、扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき14円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額														

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(イ) 法第三十八条第一項又は第四項は、この法律第四条第一項又は第五条第二項の規定により読み替えられた法第三十八条第一項又は第四項とする。

(ロ) 「障害者」、「老年者」、「寡婦」、「勤労学生」又は「社会保険料」とは、それぞれ法第八条に規定する障害者、老年者、寡婦、勤労学生又は社会保険料をいう。

(ハ) 「従たる給与についての扶養控除申告書」とは、この法律第七条の規定により読み替えられた法第三十九条第三項に規定する申告書をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(イ) 法第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(乙表適用者を除く。)については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されているときは、

(イ) まず、その者のその日の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(a) 当該給与から控除される社会保険料の金額

(b) 年長扶養親族(配偶者以外の扶養親族で年齢15歳以上のものをいう。)を有する旨の申告があつた場合には、年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき70円

(ロ) その者が申告した扶養親族の数が10人をこえない場合には、(イ)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

ロ　日額表

乙　表

(一)

その日の社会保険料控除後の給与の金額		法第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶養親族の数									
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
620円	未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
620	630	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
630	640	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
640	650	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
650	660	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
660	670	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
670	680	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
680	700	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
700	720	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
720	740	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0
740	760	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0
760	780	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0
780	800	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0
800	820	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0
820	840	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0
840	860	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0
860	880	20	15	5	0	0	0	0	0	0	0
880	900	25	15	5	0	0	0	0	0	0	0
900	920	25	15	10	0	0	0	0	0	0	0
920	940	25	20	10	0	0	0	0	0	0	0
940	960	30	20	10	5	0	0	0	0	0	0
960	980	30	20	15	5	0	0	0	0	0	0
980	1,000	30	25	15	5	0	0	0	0	0	0
1,000	1,020	35	25	15	10	0	0	0	0	0	0
1,020	1,040	35	25	20	10	0	0	0	0	0	0
1,040	1,060	35	30	20	10	5	0	0	0	0	0
1,060	1,080	40	30	20	15	5	0	0	0	0	0
1,080	1,100	40	30	25	15	5	0	0	0	0	0
1,100	1,120	40	35	25	15	10	0	0	0	0	0
1,120	1,140	45	35	25	20	10	0	0	0	0	0
1,140	1,160	45	35	30	20	10	5	0	0	0	0
1,160	1,180	50	40	30	20	15	5	0	0	0	0
1,180	1,200	50	40	30	25	15	5	0	0	0	0
1,200	1,220	55	40	35	25	15	10	0	0	0	0
1,220	1,240	55	45	35	25	20	10	0	0	0	0
1,240	1,260	60	45	35	30	20	10	5	0	0	0
1,260	1,280	65	50	40	30	20	15	5	0	0	0
1,280	1,300	65	55	40	30	25	15	5	0	0	0
1,300	1,320	70	55	45	35	25	15	10	0	0	0
1,320	1,340	70	60	45	35	25	20	10	0	0	0
1,340	1,360	75	60	50	40	30	20	10	5	0	0
1,360	1,380	75	65	50	40	30	25	15	5	0	0
1,380	1,400	80	65	55	40	35	25	15	10	0	0
1,400	1,440	85	70	60	45	35	25	20	10	0	0
1,440	1,480	90	75	65	50	40	30	20	15	5	0
1,480	1,520	95	80	70	55	45	35	25	20	10	0

ロ　日額表

乙　表（扶養親族が配偶者以外の者のみであることを申告した給与所得者（第五条第一項の規定の適用を受ける者を除く。）について甲表の甲欄に代えて適用する表）

(二)

その日の社会保険料控除後の給与の金額		法第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶養親族の数									
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,520	1,560	100	85	75	60	50	40	30	20	15	5
1,560	1,600	105	90	80	65	55	40	35	25	15	10
1,600	1,640	110	95	85	70	60	45	35	30	20	10
1,640	1,680	115	105	90	80	65	50	40	30	25	15
1,680	1,720	120	110	95	85	70	60	45	35	25	20
1,720	1,760	125	115	100	90	75	65	50	40	30	20
1,760	1,800	130	120	105	95	80	70	55	45	35	25
1,800	1,840	135	125	110	100	85	75	60	50	40	30
1,840	1,880	140	130	115	105	90	80	65	55	40	35
1,880	1,920	150	135	125	110	95	85	70	60	45	35
1,920	1,960	155	140	130	115	105	90	80	65	50	40
1,960	2,000	165	145	135	120	110	95	85	70	60	45
2,000	2,040	170	155	140	125	115	100	90	75	65	50
2,040	2,080	180	160	145	135	120	110	95	80	70	55
2,080	2,120	185	170	155	140	125	115	100	90	75	65
2,120	2,160	195	180	160	145	130	120	105	95	80	70
2,160	2,200	205	185	170	150	140	125	115	100	90	75
2,200	2,240	210	195	175	160	145	130	120	105	95	80
2,240	2,280	220	200	185	170	150	140	125	110	100	85
2,280	2,320	225	210	195	175	160	145	130	120	105	95
2,320	2,360	235	220	200	185	170	150	135	125	110	100
2,360	2,400	245	225	210	190	175	160	145	130	120	105
2,400	2,440	250	235	215	200	185	165	150	135	125	110
2,440	2,480	260	240	225	210	190	175	160	140	130	115
2,480	2,520	265	250	235	215	200	185	165	150	135	125
2,520	2,560	275	260	240	225	210	190	175	155	140	130
2,560	2,600	285	265	250	230	215	200	180	165	150	135
2,600	2,640	290	275	255	240	225	205	190	175	155	140
2,640	2,700	300	285	265	250	235	215	200	185	165	150
2,700	2,760	315	295	280	260	245	230	210	195	180	160
2,760	2,820	330	310	290	275	260	240	225	205	190	175
2,820	2,880	345	320	305	285	270	255	235	220	200	185
2,880	2,940	360	335	315	300	280	265	250	230	215	200
2,940	3,000	375	350	330	310	295	275	260	245	225	210
3,000	3,060	390	365	345	325	305	290	270	255	240	220
3,060	3,120	405	380	360	340	320	300	285	265	250	235
3,120	3,180	420	395	375	355	335	315	295	280	260	245
3,180	3,240	435	410	390	370	350	330	310	290	275	260
3,240	3,300	450	425	405	385	365	345	320	305	285	270
3,300	3,360	465	440	420	400	380	360	335	315	300	280
3,360	3,420	480	455	435	415	395	375	350	330	310	295
3,420	3,480	495	470	450	430	410	390	365	345	325	305
3,480	3,540	510	485	465	445	425	405	380	360	340	320
3,540	3,600	525	500	480	460	440	420	395	375	355	335
3,600	3,660	540	515	495	475	455	435	410	390	370	350
3,660	3,720	560	535	510	490	470	450	425	405	385	365
3,720	3,780	580	555	525	505	485	465	440	420	400	380
3,780	3,840	595	570	545	520	500	480	455	435	415	395
3,840	3,900	615	590	565	540	515	495	470	450	430	410
3,900	3,960	630	605	580	555	530	510	485	465	445	425

ロ 日額表
乙 表
(四)

その日の社会保険料控除後の給与の金額		法第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶養親族の数									
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額									
17,250円		6,005円	5,975円	5,945円	5,920円	5,890円	5,860円	5,830円	5,800円	5,770円	5,740円
17,250円をこえる金額		17,250円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち17,250円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額									
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに12円を控除した金額											
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに14円を、扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき14円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額											

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 法第三十八条第一項は、この法律第四条第一項の規定により読み替えられた法第三十八条第一項とする。

(二) 「障害者」、「老年者」、「寡婦」、「勤労学生」又は「社会保険料」とは、それぞれ法第八条に規定する障害者、老年者、寡婦、勤労学生又は社会保険料をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

法第三十八条第一項の規定の適用を受ける者のうち乙表適用者については、

(1) まず、その者のその日の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(イ) 当該給与から控除される社会保険料の金額

(ロ) 年長扶養親族(年齢15歳以上の扶養親族のうち1人を除いた者をいう。)を有する旨の申告があつた場合には、年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき70円

(2) その者が申告した扶養親族の数が10人をこえない場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3) その者が申告した扶養親族の数が10人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族の数が10人である者として(2)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに12円を控除した金額が、その求める税額である。

(4) 障害者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、(2)又は(3)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに14円を控除した金額が、その求める税額である。

ロ 日額表
乙 表
(三)

その日の社会保険料控除後の給与の金額		法第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶養親族の数									
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,960	4,020	650	625	600	575	550	525	500	480	460	440
4,020	4,080	670	645	615	590	565	540	515	495	475	455
4,080	4,140	685	660	635	610	585	560	535	510	490	470
4,140	4,200	705	680	655	630	605	580	555	525	505	485
4,200	4,260	720	695	670	645	620	595	570	545	520	500
4,260	4,320	740	715	690	665	640	615	590	565	540	515
4,320	4,380	760	735	705	680	655	630	605	580	555	530
4,380	4,440	775	750	725	700	675	650	625	600	575	550
4,440	4,500	795	770	745	720	695	670	645	615	590	565
4,500	4,580	815	790	765	740	715	690	665	640	615	590
4,580	4,660	840	815	790	765	740	715	690	660	635	610
4,660	4,740	865	840	810	785	760	735	710	685	660	635
4,740	4,820	885	860	835	810	785	760	735	710	685	660
4,820	4,900	910	885	860	835	810	785	760	735	710	685
4,900	4,980	935	910	885	860	835	810	785	760	735	710
4,980	5,060	965	935	910	885	860	835	810	780	755	730
5,060	5,140	990	960	930	905	880	855	830	805	780	755
5,140	5,220	1,020	990	960	930	905	880	855	830	805	780
5,220	5,300	1,045	1,015	990	960	930	905	880	855	830	805
5,300	5,380	1,075	1,045	1,015	985	955	930	905	880	855	830
5,380	5,460	1,105	1,075	1,045	1,015	985	955	930	900	875	850
5,460	5,540	1,130	1,100	1,070	1,045	1,015	985	955	925	900	875
5,540	5,620	1,160	1,130	1,100	1,070	1,040	1,010	980	955	925	900
5,620	5,700	1,185	1,155	1,130	1,100	1,070	1,040	1,010	980	950	925
5,700	5,780	1,215	1,185	1,155	1,125	1,095	1,070	1,040	1,010	980	950
5,780	5,860	1,245	1,215	1,185	1,155	1,125	1,095	1,065	1,035	1,010	980
5,860	5,940	1,270	1,240	1,210	1,185	1,155	1,125	1,095	1,065	1,035	1,005
5,940	6,020	1,300	1,270	1,240	1,210	1,180	1,150	1,120	1,095	1,065	1,035
6,020	6,100	1,325	1,295	1,270	1,240	1,210	1,180	1,150	1,120	1,090	1,060
6,100	6,180	1,355	1,325	1,295	1,265	1,235	1,210	1,180	1,150	1,120	1,090
6,180	6,260	1,385	1,355	1,325	1,295	1,265	1,235	1,205	1,175	1,150	1,120
6,260	6,340	1,410	1,380	1,350	1,325	1,295	1,265	1,235	1,205	1,175	1,145
6,340	6,420	1,440	1,410	1,380	1,350	1,320	1,290	1,260	1,235	1,205	1,175
6,420	6,500	1,465	1,435	1,410	1,380	1,350	1,320	1,290	1,260	1,230	1,200
6,500円		1,480	1,450	1,420	1,395	1,365	1,335	1,305	1,275	1,245	1,215
6,500円をこえ7,530円に満たない金額		6,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち6,500円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額									
7,530円		1,840円	1,810円	1,780円	1,755円	1,725円	1,695円	1,665円	1,635円	1,605円	1,575円
7,530円をこえ11,700円に満たない金額		7,530円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち7,530円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額									
11,700円		3,510円	3,480円	3,450円	3,425円	3,395円	3,365円	3,335円	3,305円	3,275円	3,245円
11,700円をこえ17,250円に満たない金額		11,700円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち11,700円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額									

別表第二　昭和36年1月から3月までの賞与に対する所得税源泉徴収額の算出率の表（法第三十八条第一項第七号イ

賞与の金額に乗ずべき率	甲　法第三十八条第一項第七号　扶養親族 0人		1人		2人		3人		4人		5人	
	前月の社会保険料控除後の給与の金額 以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
%	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
0	8,200円未満		15,700円未満		18,200円未満		20,700円未満		23,200円未満		25,700円未満	
2	8,200	8,600	15,700	16,500	18,200	19,100	20,700	21,800	23,200	24,400	25,700	27,000
4	8,600	9,100	16,500	17,400	19,100	20,200	21,800	23,000	24,400	25,700	27,000	28,400
6	9,100	9,600	17,400	18,400	20,200	21,400	23,000	24,300	25,700	27,300	28,400	29,800
8	9,600	10,200	18,400	19,600	21,400	22,700	24,300	25,800	27,300	28,700	29,800	31,400
10	10,200	23,000	19,600	30,100	22,700	32,100	25,800	34,100	28,700	36,400	31,400	38,700
12	23,000	25,800	30,100	32,700	32,100	35,000	34,100	37,500	36,400	40,100	38,700	42,600
14	25,800	37,500	32,700	39,500	35,000	41,500	37,500	43,500	40,100	45,500	42,600	47,500
16	37,500	44,900	39,500	50,700	41,500	52,400	43,500	54,100	45,500	55,700	47,500	57,400
18	44,900	49,000	50,700	54,300	52,400	56,100	54,100	57,900	55,700	59,800	57,400	62,100
20	49,000	60,700	54,300	66,700	56,100	68,700	57,900	70,700	59,800	72,700	62,100	74,700
22	60,700	65,900	66,700	72,500	68,700	74,600	70,700	76,800	72,700	79,000	74,700	81,200
24	65,900	72,200	72,500	79,400	74,600	81,700	76,800	84,100	79,000	86,500	81,200	88,900
26	72,200	84,000	79,400	90,300	81,700	92,400	84,100	94,400	86,500	96,500	88,900	98,600
28	84,000	91,700	90,300	98,500	92,400	100,800	94,400	103,000	96,500	105,300	98,600	107,600
30	91,700	114,000	98,500	120,000	100,800	122,000	103,000	124,000	105,300	126,000	107,600	128,000
32	114,000	123,900	120,000	130,400	122,000	132,600	124,000	134,800	126,000	137,000	128,000	139,100
34	123,900	135,700	130,400	142,900	132,600	145,200	134,800	147,600	137,000	150,000	139,100	152,400
36	135,700	188,200	142,900	194,400	145,200	196,800	147,600	198,600	150,000	200,700	152,400	202,800
38	188,200	205,300	194,400	212,100	196,800	214,400	198,600	216,700	200,700	218,900	202,800	221,200
40	205,300	280,700	212,100	286,700	214,400	288,700	216,700	290,700	218,900	292,700	221,200	294,700
42	280,700	305,100	286,700	311,600	288,700	313,800	290,700	315,900	292,700	318,100	294,700	320,300
44	305,100	334,100	311,600	341,300	313,800	343,700	315,900	346,000	318,100	348,400	320,300	350,800
46	334,100	431,300	341,300	437,500	343,700	439,600	346,000	441,000	348,400	443,800	350,800	445,800
48	431,300	470,500	437,500	477,300	439,600	479,500	441,000	481,100	443,800	484,100	445,800	486,400
50	470,500円以上		477,300円以上		479,500円以上		481,100円以上		484,100円以上		486,400円以上	

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

(一)　法第三十八条第一項又は第四項は、この法律第四条第一項又は第五条第二項の規定により読み替えられた法

(二)　「従たる給与についての扶養控除申告書」とは、この法律第七条の規定により読み替えられた法第三十九条第

（備考）　賞与の金額に乗ずべき率の求め方は、次のとおりである。

(一)　法第三十八条第一項の規定の適用を受ける者については、

(1)　給与所得者の扶養控除等申告書が提出されているときは、(3)に該当する場合を除き、

(イ)　まず、その者が前月中に支払を受けた給与（賞与を除く。以下同じ。）の金額から次の金額を控除した金

(a)　当該給与から控除された社会保険料の金額

(b)　年長扶養親族（配偶者以外の扶養親族で年齢15歳以上のものをいい、乙表適用者でその扶養親族の場合には、年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき2,000円

(ロ)　次に、その者が申告した扶養親族の数と(イ)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料控除

(ハ)　(ロ)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める

(2)　給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていないとき（従たる給与についての扶養控除申告書が提出さ

(イ)　その者が前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与から控除された社会保険料の金額を控除した

(ロ)　(イ)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求める。

(ハ)　(ロ)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める

(3)　その者が前月中に給与の支払を受けなかつたとき、及びその者が前月中に支払を受けた給与の金額が当該規定により税額を計算する。

(二)　法第三十八条第四項の規定の適用を受ける者については、前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき5,000円又は3,000円を控除した金額に応じ、扶養親に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。(一)の(3)と同様の場合には、

若しくは(ロ)又は同条第四項の規定による賞与の金額に乗ずべき率の表）

イの規定の適用がある場合　扶養親族の数 6人		7人		8人		9人		10人		乙　法第三十八条第一項第七号ロの規定の適用がある場合
前月の社会保険料控除後の給与の金額 以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	前月の社会保険料控除後の給与の金額 以上	未満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
28,100円未満		30,300円未満		32,500円未満		34,700円未満		37,000円未満		1,000円未満	
28,100	29,400	30,300	31,700	32,500	34,000	34,700	36,400	37,000	38,700	1,000	3,000
29,400	30,800	31,700	33,300	34,000	35,700	36,400	38,100	38,700	40,600	3,000	5,000
30,800	32,400	33,300	35,000	35,700	37,500	38,100	40,100	40,600	42,600	5,000	7,000
32,400	34,100	35,000	36,800	37,500	39,500	40,100	42,300	42,600	45,000	7,000	9,000
34,100	41,000	36,800	43,300	39,500	45,700	42,300	47,800	45,000	49,500	9,000	12,200
41,000	45,200	43,300	47,700	45,700	49,500	47,800	51,400	49,500	53,200	12,200	12,900
45,200	49,500	47,700	51,500	49,500	53,500	51,400	55,500	53,200	57,500	12,900	22,500
49,500	59,000	51,500	61,100	53,500	63,200	55,500	65,300	57,500	67,400	22,500	23,600
59,000	64,400	61,100	66,700	63,200	68,900	65,300	71,200	67,400	73,500	23,600	25,000
64,400	76,700	66,700	78,700	68,900	80,700	71,200	82,700	73,500	84,700	25,000	33,700
76,700	83,300	78,700	85,500	80,700	87,700	82,700	89,900	84,700	92,000	33,700	35,300
83,300	91,300	85,500	93,700	87,700	96,000	89,900	98,400	92,000	100,800	35,300	37,000
91,300	100,700	93,700	102,800	96,000	104,900	98,400	106,900	100,800	109,000	37,000	45,800
100,700	109,800	102,800	112,100	104,900	114,400	106,900	116,700	109,000	118,900	45,800	48,000
109,800	130,000	112,100	132,000	114,400	134,000	116,700	136,000	118,900	138,000	48,000	63,300
130,000	141,300	132,000	143,500	134,000	145,700	136,000	147,800	138,000	150,000	63,300	66,300
141,300	154,800	143,500	157,100	145,700	159,500	147,800	161,900	150,000	164,300	66,300	69,500
154,800	204,900	157,100	206,900	159,500	209,000	161,900	211,100	164,300	213,200	69,500	102,700
204,900	223,500	206,900	225,800	209,000	228,000	211,100	230,300	213,200	232,600	102,700	107,500
223,500	296,700	225,800	298,700	228,000	300,700	230,300	302,700	232,600	304,700	107,500	155,900
296,700	322,500	298,700	324,600	300,700	326,800	302,700	329,000	304,700	331,200	155,900	163,200
322,500	353,200	324,600	355,600	326,800	357,900	329,000	360,300	331,200	362,700	163,200	171,200
353,200	447,900	355,600	450,000	357,900	452,100	360,300	454,200	362,700	456,300	171,200	235,200
447,900	488,600	450,000	490,900	452,100	493,200	454,200	495,500	456,300	497,700	235,200	246,400
488,600円以上		490,900円以上		493,200円以上		495,500円以上		497,700円以上		246,400円以上	

第三十八条第一項又は第四項とする。

三項に規定する申告書をいう。

額を求める。

うちに年齢15歳以上の者があるものについては、そのうちの1人を除いた者をいう。）を有する旨の申告があつた

後の給与の金額」欄の該当する行を求める。

率である。

れているときを含む。）は、(3)に該当する場合を除き、

金額を求める。

率である。

給与から控除すべき社会保険料の金額をこえないときは、この表によらず、法第三十八条第一項第七号ハ又はニの

から控除された社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が15歳以上の扶養親族又は15歳未満の族がないものとして甲欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と「賞与の金額(一)の(3)に準じて計算する。）

（二）

退職所得控除後の特別額 以上	退職所得控除後の特別額 未満	税額	退職所得控除後の特別額 以上	退職所得控除後の特別額 未満	税額	退職所得控除後の特別額 以上	退職所得控除後の特別額 未満	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
300,000	304,000	15,000	540,000	546,000	33,000	860,000	868,000	58,500
304,000	308,000	15,300	546,000	552,000	33,450	868,000	876,000	59,300
308,000	312,000	15,600	552,000	558,000	33,900	876,000	884,000	60,100
312,000	316,000	15,900	558,000	564,000	34,350	884,000	892,000	60,900
316,000	320,000	16,200	564,000	570,000	34,800	892,000	900,000	61,700
320,000	324,000	16,500	570,000	576,000	35,250	900,000	908,000	62,500
324,000	328,000	16,800	576,000	582,000	35,700	908,000	916,000	63,300
328,000	332,000	17,100	582,000	588,000	36,150	916,000	924,000	64,100
332,000	336,000	17,400	588,000	594,000	36,600	924,000	932,000	64,900
336,000	340,000	17,700	594,000	600,000	37,050	932,000	940,000	65,700
340,000	344,000	18,000	600,000	606,000	37,500	940,000	948,000	66,500
344,000	348,000	18,300	606,000	612,000	37,950	948,000	956,000	67,300
348,000	352,000	18,600	612,000	618,000	38,400	956,000	964,000	68,100
352,000	356,000	18,900	618,000	624,000	38,850	964,000	972,000	68,900
356,000	360,000	19,200	624,000	630,000	39,300	972,000	980,000	69,700
360,000	364,000	19,500	630,000	636,000	39,750	980,000	988,000	70,500
364,000	368,000	19,800	636,000	642,000	40,200	988,000	996,000	71,300
368,000	372,000	20,100	642,000	648,000	40,650	996,000	1,004,000	72,100
372,000	376,000	20,400	648,000	654,000	41,100	1,004,000	1,012,000	72,900
376,000	380,000	20,700	654,000	660,000	41,550	1,012,000	1,020,000	73,700
380,000	384,000	21,000	660,000	666,000	42,000	1,020,000	1,028,000	74,500
384,000	388,000	21,300	666,000	672,000	42,450	1,028,000	1,036,000	75,300
388,000	392,000	21,600	672,000	678,000	42,900	1,036,000	1,044,000	76,100
392,000	396,000	21,900	678,000	684,000	43,350	1,044,000	1,052,000	76,900
396,000	400,000	22,200	684,000	690,000	43,800	1,052,000	1,060,000	77,700
400,000	404,000	22,500	690,000	696,000	44,250	1,060,000	1,068,000	78,500
404,000	408,000	22,800	696,000	702,000	44,700	1,068,000	1,076,000	79,300
408,000	412,000	23,100	702,000	708,000	45,150	1,076,000	1,084,000	80,100
412,000	416,000	23,400	708,000	714,000	45,600	1,084,000	1,092,000	80,900
416,000	420,000	23,700	714,000	720,000	46,050	1,092,000	1,100,000	81,700
420,000	426,000	24,000	720,000	726,000	46,500	1,100,000	1,108,000	82,500
426,000	432,000	24,450	726,000	732,000	46,950	1,108,000	1,116,000	83,300
432,000	438,000	24,900	732,000	738,000	47,400	1,116,000	1,124,000	84,100
438,000	444,000	25,350	738,000	744,000	47,850	1,124,000	1,132,000	84,900
444,000	450,000	25,800	744,000	750,000	48,300	1,132,000	1,140,000	85,700
450,000	456,000	26,250	750,000	756,000	48,750	1,140,000	1,148,000	86,500
456,000	462,000	26,700	756,000	762,000	49,200	1,148,000	1,156,000	87,300
462,000	468,000	27,150	762,000	768,000	49,650	1,156,000	1,164,000	88,100
468,000	474,000	27,600	768,000	774,000	50,100	1,164,000	1,172,000	88,900
474,000	480,000	28,050	774,000	780,000	50,550	1,172,000	1,180,000	89,700
480,000	486,000	28,500	780,000	788,000	51,000	1,180,000	1,188,000	90,500
486,000	492,000	28,950	788,000	796,000	51,600	1,188,000	1,196,000	91,300
492,000	498,000	29,400	796,000	804,000	52,200	1,196,000	1,204,000	92,100
498,000	504,000	29,850	804,000	812,000	52,900	1,204,000	1,212,000	92,900
504,000	510,000	30,300	812,000	820,000	53,700	1,212,000	1,220,000	93,700
510,000	516,000	30,750	820,000	828,000	54,500	1,220,000	1,228,000	94,500
516,000	522,000	31,200	828,000	836,000	55,300	1,228,000	1,236,000	95,300
522,000	528,000	31,650	836,000	844,000	56,100	1,236,000	1,244,000	96,100
528,000	534,000	32,100	844,000	852,000	56,900	1,244,000	1,252,000	96,900
534,000	540,000	32,550	852,000	860,000	57,700	1,252,000	1,260,000	97,700

別表第三　昭和36年1月から3月までの退職所得の所得税源泉徴収額表（法第三十八条の二第一項の規定による所得税源泉徴収額表）

（一）

退職所得控除後の特別額 以上	退職所得控除後の特別額 未満	税額	退職所得控除後の特別額 以上	退職所得控除後の特別額 未満	税額	退職所得控除後の特別額 以上	退職所得控除後の特別額 未満	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,000	円未満	0	50,000	51,000	2,500	140,000	142,000	7,000
1,000	2,000	50	51,000	52,000	2,550	142,000	144,000	7,100
2,000	3,000	100	52,000	53,000	2,600	144,000	146,000	7,200
3,000	4,000	150	53,000	54,000	2,650	146,000	148,000	7,300
4,000	5,000	200	54,000	55,000	2,700	148,000	150,000	7,400
5,000	6,000	250	55,000	56,000	2,750	150,000	152,000	7,500
6,000	7,000	300	56,000	57,000	2,800	152,000	154,000	7,600
7,000	8,000	350	57,000	58,000	2,850	154,000	156,000	7,700
8,000	9,000	400	58,000	59,000	2,900	156,000	158,000	7,800
9,000	10,000	450	59,000	60,000	2,950	158,000	160,000	7,900
10,000	11,000	500	60,000	62,000	3,000	160,000	162,000	8,000
11,000	12,000	550	62,000	64,000	3,100	162,000	164,000	8,100
12,000	13,000	600	64,000	66,000	3,200	164,000	166,000	8,200
13,000	14,000	650	66,000	68,000	3,300	166,000	168,000	8,300
14,000	15,000	700	68,000	70,000	3,400	168,000	170,000	8,400
15,000	16,000	750	70,000	72,000	3,500	170,000	172,000	8,500
16,000	17,000	800	72,000	74,000	3,600	172,000	174,000	8,600
17,000	18,000	850	74,000	76,000	3,700	174,000	176,000	8,700
18,000	19,000	900	76,000	78,000	3,800	176,000	178,000	8,800
19,000	20,000	950	78,000	80,000	3,900	178,000	180,000	8,900
20,000	21,000	1,000	80,000	82,000	4,000	180,000	184,000	9,000
21,000	22,000	1,050	82,000	84,000	4,100	184,000	188,000	9,200
22,000	23,000	1,100	84,000	86,000	4,200	188,000	192,000	9,400
23,000	24,000	1,150	86,000	88,000	4,300	192,000	196,000	9,600
24,000	25,000	1,200	88,000	90,000	4,400	196,000	200,000	9,800
25,000	26,000	1,250	90,000	92,000	4,500	200,000	204,000	10,000
26,000	27,000	1,300	92,000	94,000	4,600	204,000	208,000	10,200
27,000	28,000	1,350	94,000	96,000	4,700	208,000	212,000	10,400
28,000	29,000	1,400	96,000	98,000	4,800	212,000	216,000	10,600
29,000	30,000	1,450	98,000	100,000	4,900	216,000	220,000	10,800
30,000	31,000	1,500	100,000	102,000	5,000	220,000	224,000	11,000
31,000	32,000	1,550	102,000	104,000	5,100	224,000	228,000	11,200
32,000	33,000	1,600	104,000	106,000	5,200	228,000	232,000	11,400
33,000	34,000	1,650	106,000	108,000	5,300	232,000	236,000	11,600
34,000	35,000	1,700	108,000	110,000	5,400	236,000	240,000	11,800
35,000	36,000	1,750	110,000	112,000	5,500	240,000	244,000	12,000
36,000	37,000	1,800	112,000	114,000	5,600	244,000	248,000	12,200
37,000	38,000	1,850	114,000	116,000	5,700	248,000	252,000	12,400
38,000	39,000	1,900	116,000	118,000	5,800	252,000	256,000	12,600
39,000	40,000	1,950	118,000	120,000	5,900	256,000	260,000	12,800
40,000	41,000	2,000	120,000	122,000	6,000	260,000	264,000	13,000
41,000	42,000	2,050	122,000	124,000	6,100	264,000	268,000	13,200
42,000	43,000	2,100	124,000	126,000	6,200	268,000	272,000	13,400
43,000	44,000	2,150	126,000	128,000	6,300	272,000	276,000	13,600
44,000	45,000	2,200	128,000	130,000	6,400	276,000	280,000	13,800
45,000	46,000	2,250	130,000	132,000	6,500	280,000	284,000	14,000
46,000	47,000	2,300	132,000	134,000	6,600	284,000	288,000	14,200
47,000	48,000	2,350	134,000	136,000	6,700	288,000	292,000	14,400
48,000	49,000	2,400	136,000	138,000	6,800	292,000	296,000	14,600
49,000	50,000	2,450	138,000	140,000	6,900	296,000	300,000	14,800

（三）

退職所得の特別控除後の金額 以上	退職所得の特別控除後の金額 未満	税額	退職所得の特別控除後の金額 以上	退職所得の特別控除後の金額 未満	税額	退職所得の特別控除後の金額 以上	退職所得の特別控除後の金額 未満	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	
1,260,000	1,268,000	98,500	1,650,000	1,660,000	143,750	3,000,000	5,000,000	退職所得の特別控除後の金額に17.5%を乗じて算出した金額から187,500円を控除した金額
1,268,000	1,276,000	99,300	1,660,000	1,670,000	145,000			
1,276,000	1,284,000	100,100	1,670,000	1,680,000	146,250			
1,284,000	1,292,000	100,900	1,680,000	1,690,000	147,500			
1,292,000	1,300,000	101,700	1,690,000	1,700,000	148,750			
1,300,000	1,310,000	102,500	1,700,000	1,710,000	150,000	5,000,000	8,000,000	退職所得の特別控除後の金額に20%を乗じて算出した金額から312,500円を控除した金額
1,310,000	1,320,000	103,500	1,710,000	1,720,000	151,250			
1,320,000	1,330,000	104,500	1,720,000	1,730,000	152,500			
1,330,000	1,340,000	105,500	1,730,000	1,740,000	153,750			
1,340,000	1,350,000	106,500	1,740,000	1,750,000	155,000			
1,350,000	1,360,000	107,500	1,750,000	1,760,000	156,250	8,000,000	12,000,000	退職所得の特別控除後の金額に22.5%を乗じて算出した金額から512,500円を控除した金額
1,360,000	1,370,000	108,500	1,760,000	1,770,000	157,500			
1,370,000	1,380,000	109,500	1,770,000	1,780,000	158,750			
1,380,000	1,390,000	110,500	1,780,000	1,790,000	160,000			
1,390,000	1,400,000	111,500	1,790,000	1,800,000	161,250			
1,400,000	1,410,000	112,500	1,800,000	1,810,000	162,500	12,000,000	20,000,000	退職所得の特別控除後の金額に25%を乗じて算出した金額から812,500円を控除した金額
1,410,000	1,420,000	113,750	1,810,000	1,820,000	163,750			
1,420,000	1,430,000	115,000	1,820,000	1,830,000	165,000			
1,430,000	1,440,000	116,250	1,830,000	1,840,000	166,250			
1,440,000	1,450,000	117,500	1,840,000	1,850,000	167,500			
1,450,000	1,460,000	118,750	1,850,000	1,860,000	168,750	20,000,000	40,000,000	退職所得の特別控除後の金額に27.5%を乗じて算出した金額から1,312,500円を控除した金額
1,460,000	1,470,000	120,000	1,860,000	1,870,000	170,000			
1,470,000	1,480,000	121,250	1,870,000	1,880,000	171,250			
1,480,000	1,490,000	122,500	1,880,000	1,890,000	172,500			
1,490,000	1,500,000	123,750	1,890,000	1,900,000	173,750			
1,500,000	1,510,000	125,000	1,900,000	1,910,000	175,000	40,000,000	60,000,000	退職所得の特別控除後の金額に30%を乗じて算出した金額から2,312,500円を控除した金額
1,510,000	1,520,000	126,250	1,910,000	1,920,000	176,250			
1,520,000	1,530,000	127,500	1,920,000	1,930,000	177,500			
1,530,000	1,540,000	128,750	1,930,000	1,940,000	178,750			
1,540,000	1,550,000	130,000	1,940,000	1,950,000	180,000			
1,550,000	1,560,000	131,250	1,950,000	1,960,000	181,250	60,000,000	100,000,000	退職所得の特別控除後の金額に32.5%を乗じて算出した金額から3,812,500円を控除した金額
1,560,000	1,570,000	132,500	1,960,000	1,970,000	182,500			
1,570,000	1,580,000	133,750	1,970,000	1,980,000	183,750			
1,580,000	1,590,000	135,000	1,980,000	1,990,000	185,000			
1,590,000	1,600,000	136,250	1,990,000	2,000,000	186,250			
1,600,000	1,610,000	137,500	2,000,000	3,000,000	退職所得の特別控除後の金額に15%を乗じて算出した金額から112,500円を控除した金額	100,000,000円以上		退職所得の特別控除後の金額に35%を乗じて算出した金額から6,312,500円を控除した金額
1,610,000	1,620,000	138,750						
1,620,000	1,630,000	140,000						
1,630,000	1,640,000	141,250						
1,640,000	1,650,000	142,500						

（備考）税額の求め方は、次のとおりである。

㈠ まず、退職所得の収入金額から、この法律第六条の規定により読み替えられた法第三十八条の二第三項（所得税法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第七十九号）附則第六項を含む。）の規定により計算した退職所得の特別控除額を控除した金額（この表において「退職所得の特別控除後の金額」という。）を求める。

㈡ 次に、退職所得の特別控除後の金額に応じて「退職所得の特別控除後の金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その退職所得に対する税額である。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百六十九号（昭三五・一二・二六）

◎製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律（昭和二十三年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

本則第一項の日本専売公社製造たばこ価格表中

同	ピース	長さ 七〇ミリ 内周 二六ミリ
同	光	同

「メートル メートル 黄色種葉たばこ五〇%以上を用い特殊加香を施した上級品 一〇本 四〇円 / 黄色種葉たばこ五〇%以上を用いた上級品 一〇本 三〇円」を

同	ピース	同
同	光	同
同	スリーエー	同

「長さ 七〇ミリメートル 内周 二六ミリメートル 黄色種葉たばこ六〇%以上を用い特殊加香を施した上級品 一〇本 四〇円 / 同 黄色種葉たばこ五五%以上を用いた上級品 一〇本 三〇円 / 同 黄色種葉たばこ五〇%以上を用い特殊加香を施した上級品 一〇本 三〇円」に、

「フィルター付紙巻たばこ ホープ 長さ 七〇ミリメートル 内周 二六ミリメートル 黄色種葉たばこ五〇%以上を用い特殊加香を施した上級品 一〇本 四〇円」を

「フィルター付き紙巻たばこ ホープ 長さ 七〇ミリメートル 内周 二六ミリメートル 黄色種葉たばこ五五% / 同 ハイライト 長さ 八〇ミリメートル 内周 二五ミリメートル 黄色種葉たばこ五五% 以上を用い特殊加香を施した上級品 一〇本 四〇円 / 以上を用いた上級品 一〇本 三五円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 日本専売公社が昭和三十六年三月三十一日以前に製造たばこの小売人に売り渡すハイライトに対する改正後の製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律本則第一項の規定の適用については、同項の日本専売公社製造たばこ価格表のハイライトの項中「長さ 八〇ミリメートル 内周 二五ミリメートル 黄色種葉たばこ五五% 以上を用いた上級品」とあるのは、「長さ 八〇ミリメートル 内周 二六ミリメートル 黄色種葉たばこ五〇% 以上を用いた上級品」とする。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百七十号（昭三五・一二・二七）

◎四国地方開発促進法の一部を改正する法律

四国地方開発促進法（昭和三十五年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを「（地方財政再建促進特別措置法の特例）」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項の財政再建団体に係る開発促進計画に基づく事業で、地方財政再建促進特別措置法第十七条及びこれに基づく政令に規定する事業に該当するもののうち、自治大臣が経済企画庁長官と協議して定める重要なものに要する経費に係る国の負担割合は、政令で定めるところにより、当該県が財政再建団体である間に限り、通常の国の負担割合の百分の百二十とする。ただし、当該財政再建団体の負担割合が百分の十未満となる場合においては、当該財政再建団体の負担割合が百分の十となるように国の負担割合を定めるものとする。

本則中第十二条の次に次の一条を加える。

（財政再建団体以外の県に関する特例）

第十三条　前条第一項の財政再建団体以外の県で内閣総理大臣が当該県の財政の状況を勘案して指定するものに係る開発促進計画に基づく事業で、地方財政再建促進特別措置法第十七条及びこれに基づく政令、第二十条並びに第二十一条第一項及び第二項並びにこの法律による改正後の四国地方開発促進法第十二条第三項の規定に相当するもののうち、自治大臣が経済企画庁長官と協議して定める重要なものに要する経費に係る国の負担割合は、政令で定めるところにより、通常の国の負担割合の百分の百二十以内において政令で定める割合とする。ただし、当該県の負担割合が百分の十未満となる場合においては、当該県の負担割合が百分の十となるように国の負担割合を定めるものとする。

附則中第二項を削り、第三項から第五項までを一項ずつ繰り上げる。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　四国地方開発促進計画に基づく事業を実施する県でこの法律の施行の際現に地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）第二十二条第二項の規定により財政の再建を行なうものについては、当該県が同法同条同項の規定により財政の再建を行なう間に限り、この法律による改正後の四国地方開発促進法第十三条の規定にかかわらず、地方財政再建促進特別措置法第十七条及びこれに基づく政令、第二十条並びに第二十一条第一項及び第二項並びにこの法律による改正後の四国地方開発促進法第十二条第三項の規定を準用する。

3　この法律による改正後の四国地方開発促進法第十二条第三項（前項において準用する場合を含む。）及び第十三条の規定の適用に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（内閣総理・大蔵・自治大臣署名）

法律第百七十一号（昭三五・一二・二七）

◎北陸地方開発促進法（衆法）

（この法律の趣旨）

第一条　この法律は、北陸地方における資源の総合的開発を促進するために必要な基本的事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において「北陸地方」とは、富山県、石川県及び福井県の区域をいう。

（北陸地方開発促進計画）

第三条　内閣総理大臣は、北陸地方開発審議会の審議を経て、北陸地方開発促進計画（以下「開発促進計画」という。）を作成するものとする。

2　開発促進計画は、北陸地方における土地、水、山林、鉱物、電力その他の資源の総合的開発の促進に関する計画とする。

3　関係地方公共団体は、開発促進計画に関し、内閣総理大臣に対し、意見を申し出ることができる。

（北陸地方開発審議会の設置）

第四条　総理府に、北陸地方開発審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の所掌事務）

第五条　審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を内閣総理大臣に報告し、又は建議するものとする。

一　開発促進計画の作成の基準となるべき事項

二　開発促進計画に基づく事業の実施の推進に関する事項

三　前各号に掲げるもののほか、北陸地方の開発の促進に関する重要事項

2　審議会は、開発促進計画及びこれに基づく事業の実施について必要があると認める場合においては、内閣総理大臣を通じて、関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

（審議会の組織）

第六条　審議会は、委員二十八人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者について、内閣総理大臣が任命する。

一　衆議院議員のうちから衆議院が指名する者　五人

二　参議院議員のうちから参議院が指名する者　三人

三　関係行政機関の職員　十人以内

四　関係県の知事　三人

五　関係市長を代表する者　一人

六　関係町村長を代表する者　一人

七　開発促進計画に関し学識経験のある者　五人以内

3　前項第七号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　第二項第七号の委員は、再任されることができる。

5　審議会に、会長を置く。会長は、委員のうちから互選する。

6　会長は、会務を総理する。会長に事故がある場合においては、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

7　専門の事項を調査させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

8　委員及び専門委員は、非常勤とする。

（審議会の運営等）

第七条　前条に定めるもののほか、審議会の事務をつかさどる機関並びに審議会の議事及び運営に関し必

（開発促進計画の実施に要する経費）

第十一条　政府は、開発促進計画を実施するために必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（国の負担又は補助の割合についての特別措置）

2　開発促進計画が作成された場合において、北陸地方の県に係る当該開発促進計画に基づく事業のうち重要なものに要する経費に係る国の負担又は補助の割合について、当該事業の実施の促進上特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

（総理府設置法の一部改正）

3　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中国地方開発審議会の項の次に次のように加える。

北陸地方開発審議会	北陸地方開発促進法（昭和三十五年法律第百七十一号）によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

（内閣総理・大蔵・農林・通商産業・運輸・建設・自治大臣署名）

（国土総合開発法の一部改正）

4　国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「又は中国地方開発促進計画」を「、中国地方開発促進計画又は北陸地方開発促進計画」に改める。

（経済企画庁設置法の一部改正）

5　経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第十五号の五の次に次の一号を加える。

十五の六　北陸地方の開発の促進に関する基本的な政策及び計画を企画立案すること。

第四条第二十号のヲの次に次のように加える。

ワ　北陸地方開発促進法（昭和三十五年法律第百七十一号）

第九条に次の一号を加える。

十一　北陸地方の開発の促進に関すること。

（内閣総理・大蔵・農林・通商産業・運輸・建設・自治大臣署名）

要な事項は、政令で定める。

（資料の提出等の要求）

第八条　審議会は、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（開発促進計画に基づく事業の実施）

第九条　開発促進計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

（開発促進計画に基づく事業の調整）

第十条　関係行政機関の長は、毎年度、開発促進計画の実施についてその所掌する事項に関して作成した翌年度の事業計画を経済企画庁長官に提出しなければならない。

2　経済企画庁長官は、前項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行なうものとする。

3　経済企画庁長官は、毎年度、関係行政機関の長から開発促進計画に基づく事業の実施に関する資金計画の提出を求め、これについて、前項の規定により調整した事業計画の円滑な実施を図るため、必要な調整を行なうものとする。

法律第百七十二号（昭三五・一二・二七）

◎中国地方開発促進法（衆法）

（この法律の趣旨）

第一条　この法律は、中国地方における資源の総合的開発を促進するために必要な基本的事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において「中国地方」とは、鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の区域をいう。

（中国地方開発促進計画）

第三条　内閣総理大臣は、中国地方開発審議会の審議を経て、中国地方開発促進計画（以下「開発促進計画」という。）を作成するものとする。

2　開発促進計画は、中国地方における土地、水、山林、鉱物、電力その他の資源の総合的開発の促進に関する計画とする。

3　関係地方公共団体は、開発促進計画に関し、内閣総理大臣に対し、意見を申し出ることができる。

（中国地方開発審議会の設置）

第四条　総理府に、中国地方開発審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の所掌事務）

第五条　審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を内閣総理大臣に報告し、又は建議するものとする。

一　開発促進計画の作成の基準となるべき事項

二　開発促進計画に基づく事業の実施の推進に関する事項

三　前各号に掲げるもののほか、中国地方の開発の促進に関する重要事項

2　審議会は、開発促進計画及びこれに基づく事業の実施について必要があると認める場合においては、内閣総理大臣を通じて、関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

（審議会の組織）

第六条　審議会は、委員三十二人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者について、内閣総理大臣が任命する。

一　衆議院議員のうちから衆議院が指名する者　五人

二　参議院議員のうちから参議院が指名する者　三人

三　関係行政機関の職員　十人以内

四　関係県の知事　五人

五　関係市長を代表する者　一人

六　関係町村長を代表する者　一人

七　開発促進計画に関し学識経験のある者　七人以内

3　前項第七号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　第二項第七号の委員は、再任されることができる。

5　審議会に、会長を置く。会長は、委員のうちから互選する。

6　会長は、会務を総理する。会長に事故がある場合においては、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

7　専門の事項を調査させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

8　委員及び専門委員は、非常勤とする。

（審議会の運営等）

第七条　前条に定めるもののほか、審議会の事務をつかさどる機関並びに審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（資料の提出等の要求）

第八条　審議会は、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（開発促進計画に基づく事業の実施）

第九条　開発促進計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

（開発促進計画に基づく事業の調整）

第十条　関係行政機関の長は、毎年度、開発促進計画の実施についてその所掌する事項に関して作成した翌年度の事業計画を経済企画庁長官に提出しなければならない。

2　経済企画庁長官は、前項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行なうものとする。

3　経済企画庁長官は、毎年度、関係行政機関の長から開発促進計画に基づく事業の実施に関する資金計画の提出を求め、これについて、前項の規定により調整した事業計画の円滑な実施を図るため、必要な調整を行なうものとする。

（開発促進計画の実施に要する経費）

第十一条　政府は、開発促進計画を実施するために必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

（地方財政再建促進特別措置法との関係）

第十二条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）に基づく財政再建団体（以下「財政再建団体」という。）が開発促進計画に基づく事業で当該財政再建団体に係るものを実施するために財政再建計画に変更を加えようとする場合においては、自治大臣は、その財政の再建が合理的に達成できると認める限り、同法第三条第四項において準用する同条第一項の規定による当該財政再建計画の変更の承認に当たつて、これらの事業の実施が確保されるように特に配慮しなければならない。

2　前項の規定は、開発促進計画に基づく事業を実施する県で財政再建団体以外のものが地方財政再建促進特別措置法第二十二条第二項の規定により財政の再建を行なう場合においては、当該県について準用する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第七項の規定は、政令で定める日から施行する。

（開発促進計画作成の場合の特別措置）

2　前項ただし書に規定する政令は、開発促進計画が九州地方開発促進計画のうち特にこれと密接な関連を有するものについて十分考慮して作成された後、これに基づく事業と九州地方開発促進計画に基づく事業との実施がともに円滑に行なわれるような時期において、定めるものとする。

（国の負担又は補助の割合についての特別措置）

3　開発促進計画が作成された場合において、中国地方の県に係る当該開発促進計画に基づく事業のうち重要なものに要する経費に係る国の負担又は補助の割合について、当該事業の実施の促進上特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

（総理府設置法の一部改正）

4　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中四国地方開発審議会の項の次に次のように加える。

中国地方開発審議会	中国地方開発促進法（昭和三十五年法律第百七十二号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

（国土総合開発法の一部改正）

5　国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「又は四国地方開発促進計画」を「、四国地方開発促進計画又は中国地方開発促進計画」に改める。

（経済企画庁設置法の一部改正）

6　経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第十五号の四の次に次の一号を加える。

十五の五　中国地方の開発の促進に関する基本的な政策及び計画を企画立案すること。

第四条第二十号のルの次に次のように加える。

ヲ　中国地方開発促進法（昭和三十五年法律第百七十二号）

第九条に次の一号を加える。

十　中国地方の開発の促進に関すること。

（九州地方開発促進法の一部改正）

7　九州地方開発促進法（昭和三十四年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、鹿児島県及び山口県」を「及び鹿児島県」に改める。

第六条第一項中「三十七人」を「三十六人」に、同条第二項第四号中「八人」を「七人」に改める。

（内閣総理・大蔵・農林・通商産業・運輸・建設・自治大臣署名）

法律第百七十三号（昭三五・一二・二七）

◎海外経済協力基金法

目次

第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　役員等（第九条―第十九条）
第三章　業務（第二十条―第二十四条）
第四章　財務及び会計（第二十五条―第三十二条）
第五章　監督（第三十三条・第三十四条）
第六章　雑則（第三十五条・第三十六条）
第七章　罰則（第三十七条―第三十九条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　海外経済協力基金は、東南アジア地域その他の開発途上にある海外の地域（以下「東南アジア等の地域」という。）の産業の開発に寄与するため、その開発に必要な資金で日本輸出入銀行及び一般の金融機関から供給を受けることが困難なものについてその円滑な供給を図る等のために必要な業務を行ない、もつて海外経済協力を促進することを目的とす

一　目的
二　名称
三　事務所の所在地
四　資本金、出資及び資産に関する事項
五　役員に関する事項
六　業務及びその執行に関する事項
七　財務及び会計に関する事項
八　公告の方法

2　定款の変更は、経済企画庁長官の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（登記）

第六条　基金は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第七条　基金でない者は、海外経済協力基金という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第八条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、基金に準用する。

第二章　役員等

（役員）

第九条　基金に、役員として、総裁一人、理事二人及び監事一人を置く。

（役員の職務及び権限）

第十条　総裁は、基金を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、総裁の定めるところにより、総裁を補佐して基金の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行なう。

3　監事は、基金の業務を監査する。

（役員の任命）

第十一条　総裁及び監事は、内閣総理大臣が任命する。

2　理事は、総裁が任命する。この場合において、理事のうち一人は、日本輸出入銀行の総裁の推薦に基づき、日本輸出入銀行の理事のうちから任命するものとする。

（役員の任期）

第十二条　役員の任期は、四年とする。

る。

（法人格）

第二条　海外経済協力基金（以下「基金」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条　基金は、事務所を東京都に置く。

（資本金）

第四条　基金の資本金は、次に掲げる金額の合計額とし、政府がその全額を出資する。

一　附則第七条の規定により日本輸出入銀行から承継した資産の金額五十億円

二　附則第八条第二項の規定により日本輸出入銀行から承継した資産に相当する金額

2　政府は、必要があると認めるときは、予算に定める金額の範囲内において、基金に追加して出資することができる。

3　基金は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増額するものとする。

（定款）

第五条　基金は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

2　日本輸出入銀行の理事のうちから任命された理事は、その任期中に日本輸出入銀行の理事でなくなつたときは、理事の職を退任したものとする。

3　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第十三条　次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一　国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

（役員の解任）

第十四条　内閣総理大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2　内閣総理大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

（役員の兼職禁止）

第十五条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、経済企画庁長官が、役員としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。

（代表権の制限）

第十六条　基金と総裁との利益が相反する事項については、総裁は、代表権を有しない。この場合においては、監事が基金を代表する。

（運営協議会）

第十七条　基金に、運営協議会を置く。

2　運営協議会は、総裁の諮問に応じ、基金の業務の運営に関する重要事項で関係行政機関の所掌事務と密接な関係があるものについて審議する。

3　運営協議会は、前項に規定する事項について、総裁に意見を述べることができる。

4　運営協議会は、関係行政機関の職員のうちから内閣総理大臣が任命する委員十五人以内で組織する。

5　前各項に定めるもののほか、運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（職員の任命）

第十八条　基金の職員は、総裁が任命する。

（役員及び職員の地位）

第十九条　基金の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務

（業務の範囲）

第二十条　基金は、第一条に掲げる目的を達成するため、次の業務を行なう。

一　東南アジア等の地域の産業の開発に寄与し、かつ、本邦との経済交流を促進するため緊要と認められる事業（以下「開発事業」という。）のために必要な資金を貸し付けること。

二　開発事業の遂行のため特に必要がある場合において、前号の規定による資金の貸付けに代えて出資をすること。

三　開発事業の準備のための調査又は開発事業の試験的実施のために必要な資金を貸し付けること。

四　前三号の業務に関連して必要な開発事業に関する調査を行なうこと。

第二十一条　基金は、次の各号に該当する場合に限り、前条第一号若しくは第三号の資金の貸付け又は

同条第二号の出資をすることができる。

一　その開発事業につき日本輸出入銀行及び一般の金融機関から通常の条件により資金の貸付けを受けること又は基金以外の者から出資を受けることが困難であると認められる場合

二　その開発事業に係る事業計画の内容が適切であり、その達成が確実であると認められる場合

（業務方法書）

第二十二条　基金は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、経済企画庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書には、資金の貸付けの方法、利率及び期限、出資の方法、元利金の回収の方法並びに事務の委託の要領等を記載しなければならない。

（事務の委託）

第二十三条　基金は、業務方法書の定めるところにより、その事務の一部を日本輸出入銀行に委託することができる。

2　日本輸出入銀行は、日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）第十八条の規定にかかわらず、前項の規定による委託に係る事務を行なうことができる。

（金融機関との競争禁止等）

第二十四条　基金は、第一条に掲げる目的にかんがみ、その行なう業務について、日本輸出入銀行の業務との調整に努めるとともに、一般の金融機関と競争してはならない。

第四章　財務及び会計

（事業年度）

第二十五条　基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（収入及び支出の予算等の認可）

第二十六条　基金は、毎事業年度開始前に、その事業年度の収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画を作成し、経済企画庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（決算）

第二十七条　基金は、毎事業年度の決算を翌事業年度の六月三十日までに完結しなければならない。

（財務諸表）

第二十八条　基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下次項において「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後一月以内に、これを経済企画庁長官に提出してその承認を受けなければならない。

2　基金は、前項の規定により、財務諸表を経済企画庁長官に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

（利益及び損失の処理）

第二十九条　基金は、毎事業年度、損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2　基金は、毎事業年度、損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（余裕金の運用）

第三十条　基金は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債の保有

二　資金運用部への預託

三　日本銀行への預金

（給与及び退職手当の支給の基準）

第三十一条　基金は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、経済企画庁長官の承認を受けなければならない。

（総理府令への委任）

第三十二条　この法律に規定するもののほか、基金の財務及び会計に関し必要な事項は、総理府令で定める。

2　内閣総理大臣は、前項の総理府令を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第五章　監督

（監督）

第三十三条　基金は、経済企画庁長官が監督する。

2　経済企画庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十四条　経済企画庁長官は、必要があると認めるときは、基金に対して報告をさせ、又はその職員に基金の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章　雑則

（解散）

第三十五条　基金の解散については、別に法律で定める。

（協議）

第三十六条　経済企画庁長官は、この法律の規定により認可又は承認をしようとするときは、外務大臣、大蔵大臣及び通商産業大臣に協議しなければならない。

第七章　罰則

第三十七条　第三十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした基金の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十八条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により経済企画庁長官の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第六条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三　第二十条各号に掲げる業務以外の業務を行なつたとき。

四　第三十条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五　第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

第三十九条　第七条の規定に違反して海外経済協力基金という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十八条から第二十条までの規定

は、同日から起算して六十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（基金の設立）

第二条　内閣総理大臣は、基金の総裁又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された総裁又は監事となるべき者は、基金の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ総裁又は監事に任命されたものとする。

第三条　経済企画庁長官は、設立委員を命じて、基金の設立に関する事務を処理させる。

第四条　設立委員は、定款を作成し、これを経済企画庁長官に提出して設立の認可を受けなければならない。

2　設立委員は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された総裁となるべき者に引き継がなければならない。

第五条　附則第二条第一項の規定により指名された総裁となるべき者は、前条第二項の事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第六条　基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

（日本輸出入銀行からの資産の承継等）

第七条　基金は、その成立の時において、政令で定めるところにより、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律（昭和三十三年法律第百六十九号）第十条第三号の規定により政府から日本輸出入銀行に対し出資されていた五十億円の金額に相当する資産を日本輸出入銀行から承継するものとし、その承継された金額は、政府から基金に対し出資されたものとする。

第八条　日本輸出入銀行は、昭和三十五年四月一日から昭和三十五年四月一日の前日までの期間において、東南アジア開発協力基金の勘定において損益計算上利益を生じたときは、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律第十四条第一項並びに日本輸出入銀行法第三十八条第一項及び第三項の規定にかかわらず、前条の規定により資産が承継される日の前日において当該利益を積立金として積み立てなければならない。

2　基金は、その成立の時において、政令で定めるところにより、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律第十四条第一項の規定による積立金及び前項の規定による積立金の合計額に相当する資産を日本輸出入銀行から承継するものとし、その承継された金額は、政府から基金に対し出資されたものとする。

（経過規定）

第九条　この法律の施行の際現に海外経済協力基金という名称を使用している者については、第七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十条　基金の最初の事業年度は、第二十五条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十六年三月三十一日に終わる。

第十一条　基金の最初の事業年度の収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画については、第二十六条中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

（登録税法の一部改正）

第十二条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本開発銀行」の下に「、海外経済協力基金」を、「日本開発銀行法」の下に「、海外経済協力基金法」を加える。

（印紙税法の一部改正）

第十三条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ二ノ二の次に次の一号を加える。

六ノ二ノ三　海外経済協力基金ノ発スル証書、帳簿

（所得税法の一部改正）

第十四条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

「第三条第一項第十二号中「奄美群島復興信用基金」の下に「、海外経済協力基金」を加える。

（法人税法の一部改正）

第十五条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「奄美群島復興信用基金」の下に「、海外経済協力基金」を加える。

（地方税法の一部改正）

第十六条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「奄美群島復興信用基金」の下に「、海外経済協力基金」を加える。

（経済企画庁設置法の一部改正）

第十七条　経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第五号の三の次に次の一号を加える。

五の四　海外経済協力基金に関すること。

（経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の一部改正）

第十八条　経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「、日本輸出入銀行」を削る。

第十条第三号を次のように改める。

三　削除

第十一条第一項第三号を次のように改め、同条第三項を削る。

三　削除

第十二条第一項中「（日本輸出入銀行にあつては、東南アジア開発協力基金の勘定）」を削り、同項第三号を次のように改める。

三　削除

第十二条第三項から第五項までを削る。

第十四条を次のように改める。

第十四条　削除

（日本輸出入銀行法の一部改正）

第十九条　日本輸出入銀行法の一部を次のように改正する。

第四条第二項及び第三項を削る。

第十八条の三中「第四条第一項」を「第四条」に改める。

（経過規定）

第二十条　附則第十八条の規定による改正前の経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の規定による日本輸出入銀行の東南アジア開発協力基金の勘定の昭和三十五年度の決算及び損益の処理に関しては、附則第八条に規定するものを除き、なお従前の例による。

（内閣総理・法務・外務・大蔵・通商産業大臣署名）

法律第百七十四号（昭三五・一二・二八）

◎総理府設置法の一部を改正する法律

総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中皇居造営審議会の項を削り、同和対策審議会の項の次に次のように加える。

公営競技調査会	内閣総理大臣の諮問に応じて競馬、競輪、小型自動車競走及びモーターボート競走に関する現行制度に検討を加え、関係諸問題を調査審議すること。

附則第四項中「、皇居造営審議会は昭和三十五年三月三十一日まで」を削り、「固定資産評価制度調査会は昭和三十六年三月三十一日まで」の下に「、公営競技調査会は昭和三十六年九月三十日まで」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・農林・通商産業・運輸大臣署名）

Z
1
3

（大蔵省印刷局製造）